

令和6年第2回大玉村議会定例会会議録

第3日 令和6年6月20日（木曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 館下憲一	2番 渡邊初治	3番 菅原貴子
4番 渡邊啓子	5番 斎藤信一	6番 松本昇
7番 本多保夫	8番 佐原佐百合	9番 鈴木康広
10番 須藤軍蔵	11番 武田悦子	12番 押山義則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村長	押山利一	副村長	武田正男
教育長	渡辺敏弘	総務部長 兼総務課長	押山正弘
住民福祉部長	作田純一	産業建設部長	菅野昭裕
政策推進課長	鈴木真一	税務課長	菊地健
住民生活課長	後藤隆	健康福祉課長	安田春好
産業課長	藤田良男	建設課長	杉原仁
環境保全課長	伊藤寿夫	会計管理者 兼出納室長	菊地美和
教育総務課長	橋本哲夫	生涯学習課長	渡辺雅彦
農業委員会 事務局長	神野藤浩和		

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、鈴木裕也

一般質問者目次

1.	10番	須藤軍蔵	P. 16～
2.	11番	武田悦子	P. 25～
3.	4番	渡邊啓子	P. 40～
4.	9番	鈴木康広	P. 47～
5.	3番	菅原貴子	P. 53～
6.	2番	渡邊初治	P. 57～
7.	5番	斎藤信一	P. 60～

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） おはようございます。ご苦労さまでございます。

会議に先立ち申し上げます。

本日の一般質問は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は、12名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 本日、傍聴に、国分孝子さんほか14名の方々がお見えになっておりますので、ご報告申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第1、一般質問を行います。

10番須藤軍蔵君より通告がありました「子どもの割合県内トップの意義と今後の取り組みについて」ほか1件の質問を許します。10番。

○10番（須藤軍蔵） おはようございます。10番須藤軍蔵です。

通告いたしておりました一般質問を行います。明快なるご答弁を、まず最初をお願いを申し上げます。

初めに、子どもの割合が福島県内でのトップの意義、そして今後の諸施策の取り組みについてお伺いをいたします。

去る4月25日の新聞報道によると、民間でつくっている団体が福島県のかなりの部分の市町村が近い将来消滅するんじゃないかなどというような報道もされたところがありますが、それがどこがどうだとかなんていう問題ではなくて、やはり日本全国そうした傾向なので、特に日本中では、東京都、神奈川、千葉、埼玉辺りのその1都3県辺り以外は、ほとんどそういう傾向にあることでありますから、そういう意味では、これまでどおりの行政サービスというものを受け続けるということ自体もなかなか今後は厳しいんじゃないかと、そういうことも考えられるという状況に入ってきていると思います。

そうした中であって、このこどもの日前後に、これまた報道されました子どもが人口に占める割合、住民の人口に占める割合の中で、福島県での14歳以下の子どもの6年連続、大玉村がトップだと、十四、何%ですか、そういう意味で、ちなみに東京では11.3%、あるいは福島県では10.9%という中で大玉村がそういう14.何がしという数字になっているということは大変喜ばしいことだというふうに思います。県内トップの要因としては、新聞報道等でもそれぞれこういうことが趣旨ではないかというようなことも報道されておりますが、議会でございますので、改め

てそうしたことの要因ということについてどのようなことを挙げられるか、まず最初にお伺いをいたします。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 10番議員さんにお答えをいたします。

本村は、かねてより広く水田の圃場整備等を実施してきた経過から、その圃場が第1種農地でありまして農業振興地域からの除外が難しく、それにより企業誘致等が進まない土地柄でありました。このため、人口増による地域の振興発展を目指しまして、以前から定住促進政策に力を入れてきたところでございます。

これらの支援策の概要としましては、昭和48年に開始しました3歳児の乳幼児医療助成制度を皮切りとしまして、平成11年には乳幼児医療費の助成を中学卒業まで拡大し、平成23年からは医療費無料対象年齢を18歳まで引き上げる施策をいち早く実施をしたところでございます。また、保育所、保育料の無償化でありましたり、小中学生の給食費補助、校庭、園庭の芝生化による教育環境の充実など、各種子育て支援策に力を注いでまいりました。

さらに、定住促進住宅団地造成補助金や住宅取得支援補助金などの定住促進政策にも取り組んでまいりました。加えて、近隣自治体に比べまして地価が安価なこと、景観や自然環境の豊かさ、国道4号周辺の利便性、さらに本宮市、二本松市のみならず郡山市や福島市までが通勤、通学可能な場所にあることなども挙げられると思います。

これら複数の施策や立地条件が功を奏しまして、村内の出産される方や14歳以下の子どもがいる世帯の転入、増加などによりまして、それらへの割合が高くなったものと考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） そうした上で、このトップの割合ということについては、今年の6月からお経みたいに同じようなことを私自身も言っているなと思っているんですけども、やっぱりトップの割合というのはうんと大事だと思うんですね。そこに住んでいる住民にとっても、これ、どんどん大変失礼なんだけれども、この前、行かせてもらった三島町、うんと人集まってすばらしかったんだけれども、たまたま休んでいるとき聞いたら1,500人なんですと言うんですね。いや、前は五千何人いたんだという、かなり、役場の方か何かちょっとたまたま聞いたんですけども、あれだけの1,500人でこれから維持するといった場合、ここで道路ぼこっちゃとか何といたって、俺、ちょこら、やってくれといったって、なかなかいかないんでないかと、そういう心配が、まずその物産展見るよりそっちのほうが頭行って、いろいろ見てきました。

そういう観点から見たなんというのはあるんですけども、いずれにしても、この子どもの割合が、子どもの割合ですから、これから持続していくためには大いに活性化につながるわけでありましてね。じゃ、そういう意味でトップの割合、高いんだという意義というのを非常に大きいと思っているんですけども、それらについての運動

会等々も行ってきましたが、ああいう元気よさを見て声も聞いたわけですが、そういう意義という意義づけについては、村としては内外に対してのアピールも含めて、どのようにそれを捉えているかということについて、簡単でもいいですからお答えをいただきたいと思います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 10番議員さんにお答えをいたします。

大玉村は、人は活力の源との考えの下、これ子育て支援や定住促進政策に力を注いでまいりましたが、これら施策の継続により人口の増加や維持に結びついているものと考えております。人口が増えれば、地域は活性化しますし交付税の算定にも影響してまいります。そして、地域活性化が図られれば本村の経済や社会、文化などの動きを活発化させることにつながるほか、地域住民の意欲の向上と活気ある村づくりの維持・発展にも期待されるところであります。また、14歳以下の子どもの人口に占める割合が県内トップという現状をマスコミ等で取り上げていただくことにより、さらに村外からの若者世帯の転入につながっていくものと期待しているところでございます。

平成の大合併で自立の道を選択した本村は、今後も持続可能な大玉村を目指し、現在実施している定住促進政策に加え、さらなる創意工夫した人口増加施策を調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それぞれお話がありました。あと一部、次の質問にも答えていただいたような気もするんですけども、こうした今、それぞれ挙げられたことを踏まえて、さらに元気な大玉村、持続する村づくりに向けた施策等々についてあればお伺いしたいと思います。一部は、今あったと思うんですけども。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 10番議員さんにお答えをいたします。

議員さんからもお話ありましたとおり、一部都市部を除きまして日本全体が人口減少社会となっております。福島県も同様である中、本村におきましては現在のところ国勢調査の結果で45年連続で人口が増加しておりますが、近い将来、人口減に転じることは残念ながら避けて通れないものと考えております。したがって、人口減少の中でも大玉村が自立して維持していくために、10年、20年後を見据えた施策を今から展開しているところでございます。それが、スマートインターチェンジの設置に関わるあらゆる事業計画でありまして、働く場を確保するための工業団地の造成や、さらなる地産地消と交流人口の増加を目指した地域振興施設の設置であります。子育て世帯を応援する（仮称）子育て支援センターの建設、また高齢者や障害のある方の雇用を目指す農福連携事業、これらも含めまして進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） ありがとうございます。引き続き、そういう方向で取り組みを強化をお願いしたいと思います。

次に、アットホームの運営についてお伺いをいたします。

7月からの運営の方法についての変更についていろいろお話が出されて以降、様々なこれまでの動きがあったわけであります。こうしたことについて、我々も大変問題を重視しまして住民の皆さんの声を聞いたり、あるいは多くの議員の皆さんと共に村当局に申し入れ、あるいは懇談を通してある一定の、この間でも送迎バスを、それもできないとって5人以上になればというようなことでの一定の努力もされたということについては、深い敬意を表したいと思うところであります。その後に至って、副村長も全員協議会の中で、今後の運用についても議会はもちろん多くの村民の皆さんのお声を聞きながら、さらに内容を改善するために取り組んでいくんだと、こういう基本的な方向がお話があったところであります。

そうしたことを受けてといいますか、その間老人クラブをはじめ各種団体での説明で、あるいはまた6月3日、5日の大山、玉井両会場での住民説明会ということ等々について私も出席をさせていただいて、それぞれ村民の皆さんのご意見を伺ったところであります。各角度から様々出ましたので、それをすっかり網羅して、はい、そうですねというふうには、なかなかいかない面もあったかなと私なりには思うんですけども、要するに改善して、より住民の要望に添えていくんだという方向での取り組みというものが特に求められるというふうに私は思うんですけども、そうしたいろんな意見、要望、あるいは村に対する厳しいご意見等々を踏まえて、それらについて、まずどのようにそこら辺を捉えて、そして今後に生かそうとしているかと、まず大ざっぱにそこからお伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

アットホームおおたまの運営方針の変更につきましては、議会をはじめといたしまして、各種関係団体あるいは老人クラブ、大山、玉井地区の住民の方々に対する説明会を通じまして様々なご意見、あるいはご要望を頂戴いたしました。

意見といたしましては、これ以外に方法はなかったのか、あるいは性急過ぎるのではないかというふうなお声も頂戴いたしました。今回の運営方針の変更につきましては、指定管理により行っております村づくり株式会社との協議の結果、スタッフの人員不足によって従来どおりの営業が極めて困難、あるいは不可能というふうな現状認識の下、本来の目的であります村民の保養と健康増進の施設として、入浴と休憩を中心とした運営にせざるを得ないという苦渋の判断をしたものでございます。これらについては、今後も引き続き丁寧な説明を行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、保養あるいは会合等が行える場を、これを確保してほしいというふうな要望もいただきました。これにつきましては、高齢者健康管理事業で活用できます施設の拡充を図るといったところとともに、大人数の会合、これについては現在、商工会館

で行っておりますルーラルおおたまのサービスを改善センターで行えるように必要な備品等の整備を進めてまいりたいというふうに考えてございます。また、施設利用の交通手段を確保してほしいというふうなお声もいただきました。これにつきましては、アットホームおおたまでの休憩の際、5名以上の利用について無料の送迎を行うこととしてまいりたいと存じます。また、7月からは、現在午後7時までとしております入浴時間、これを8時までに時間を延長して、より利便性を高めてまいりたいというふうな方向で現在周知をしているところでございます。

今後とも引き続き、村づくり株式会社と協議を密接に行いまして、住民の方々にご理解とご協力をいただきながら人員体制をしっかりと再構築を図るとともに、いただいておりますご意見、ご要望を生かす検討を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 質問の準備というか順序立てが前後して、ちょっとおかしな質問になるかと思うんですけれども、（2）番目の質問として、このアットホームの設置の目的というのが明確な中に、この住民の保養及び健康の増進、そういう保養施設であるんだというふうなことでの目的がはっきりしているわけありますから、これまでも紆余曲折、様々あったわけなんですけれども、宿泊はともかくとして食堂や宴会など、これまで利用客の利便性を確保してきたことを、やっぱりこの内容を後退させるということではなくて、目的に沿ったそうした運営というものが、やっぱり基本的には私は求められると思いますけれども、この基本点についての考え方について端的にお伺いしたいと思います。

昔ながらの湯治みたいに、みそ、しょうゆ、背負って行って1週間とか10日泊まるとか、そういう湯治とは今は全く違うわけありますから、少なくともそうした飲食関係の確保というのは、今までもせっかく図られたわけですから、そこら辺も含めて、その目的に沿ったそういうことについての、やっぱりやるということの基本的な考えがどうなのかということについてお尋ねをしておきたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 10番議員さんにお答えをいたします。

10番議員さんご指摘のように、今回の運営方針の変更につきましては、村民の保養と健康増進というアットホームおおたま設置条例第1条の設置目的の原点に立ち返りまして、再スタートを図るという考えでございます。もとより、これが最終ではなくて逆に再スタートを図るわけですから、しっかりと人員体制を構築しながら求められるサービス、それらについて一つ一つ積み上げる、積み上げていく、そういった努力を引き続き行いまして、この目的に沿った運営を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） 今ほど出た村づくり株式会社さんの委託関係も含めて、いろいろと議論もあるところですけども、私は委託そのものが問題だというふうには全く思っておりません。今まで全部、村が一手に引き受けてやったのを何ぼなりとも、それを改善するというための一つの施策としてやったわけでありますから、それはそれとしていいんですけども、要するにそこに委託する、そのする側、そしてする、されている会社、これらの体質というもののほうが私は問題だと思っているね。せっかくのお金を村で循環するんだということのことで、この会社をつくって、そしてそこにお金を回すという基本的考え方でございますから、それはうんといういいことなんでしょうけども、ある意味でもたれ合っている部分も私はあると思うんですよ。

なぜかという、人の探し方も含めて本当に本気になってやっているのかということが見えるんですね。やはり、1つはそういう会社に委託する側の責任というのを明確にする必要あると思うんですけども、都合が悪いことになる、それ会社の内部の問題だから村は口出さないなどというふうに逃げられては困るのね。やっぱり、いや、村で方針転換したんだから、そこはおらほうの責任でやるから、こう言ってもらわないと、いや、会社がどうとかと言われたんでは困るんだよね。

それで、じゃ、会社が会社がと言うのであれば、アットホームをきちっと管理運営できる常務、そうした責任者を置くということも大事なことだし、大体、その村づくり株式会社という会社にも村の支出というのは大きいわけだし、それから監査委員も送り込んでいる立派な株主でもあるし、かなりのウエートで会社に物を言える立場だね。逆に会社がなんていって逃げるんでなくて、会社をリードしていかなくちゃ、そういうことをやってこそ初めて村づくり株式会社の役割が私は果たせると思うんですよ。

そういう意味で、会社に委託したから赤字になったのではなくて、これ今、コロナの関係、これはもう地球規模での大きな事件ですから、これはこれとして、やっぱりなかなか回復するのは難しいというのはもう誰しもが分かることであります。今さら、この問題が生じているわけじゃなくて、これ以前に保養センターですか、保養センターの時代から、ずっとこの財政の問題、人の問題は引っ張ってきた、そういう中でも、さっき言ったこの趣旨目的に沿ってということ、何とかこれをずっと維持してきたわけですよ。

今、一頃前は、アットホームは支配人といったんですね、その前は所長ですね、所長自ら、そして従業員、女性の従業員も含めて、今のもう少し前、春のあたりはタラの芽取ったり、山菜取って、そしてそれを取ってきて、夕げの天ぷらにしたりと、そこで経費を削減やって、そういうこともやってきたし、それからオイルショックの頃は、タイヤ集めてタイヤボイラーでやってなんていって、集め過ぎて今度処理するのに困ってなんていうのも、そういう様々な苦労を重ねてきているんですね。この昭和の時代からの、そういう意味での財産、財政的な大変さというものを今日的な、その人手不足も含めた経営の困難な状況に一定程度そういうところに投資してきた財政を、もっと別な分野に振り向けることによって村民の住民サービスに、むしろ結びつくん

でないのかというような判断で村としては一定の方向転換をしたと思うんですね。

それはそれとして、やっぱり政治判断として私は正しいことだとは思うんですね。いつまでも、そこに突っ込んだら一体どうだという心配も当然だと思うんですね。一方においては、村民は、これ俺げのほうのずっと昭和の時代からオハギのほうの温泉と、そしてよりどころとして今日まで保養センター頑張ってきたわけでありまして、職員の皆さんも大体あそこに行って、それこそ修行してくると大体課長クラスになるんだね、ずっと見てきた。10年ぐらい私、頭の中に誰がやってきたか、支配人、このお二人も支配人という形であの震災の頃からやられたり、ずっと覚えているんですけども、いずれにしても誰がやっても大変だったことは事実なんですよ。でもやってきたんですね。

そういう意味では、今回、村民の皆さんに幅広く、この保養センターが大変だと、アットホームが大変だというようなこと、そして、こういうふうになったんだということは、広く知れたのは、ある意味ではよかったのかな、そういう災いを転じて、もっと別な方向にやると、村民の皆さんも相当広く分かった。じゃ、銭大変なんだなというふうなことも思ったと思うんです。ある一部の方のお話だと、お風呂に際する補助をもらっているけれども、そだ、そういうようなのは何ぼでも、それ入れなくても何とかでき、いいからと言うもいるし、全部でないですよ、それから3,000円の商品券頂きますね、村民は。それもいいから、やっぱりそれを今度、このアットホームの改善に向けるんなら、振り向けて使ってもらったっていいんでないかというような積極的な意見も言う人もいますよ。

いや、引き続きあったほうがいいと、それはそれでありまして、ただ、そういう何とか存続してやっていただきたいという願いが、かなりの部分で強いんですね。そういう意味では、今までのやり方についても投資をしながら、あるいはまた改善するところはする、泊まりはともかくとして、今先ほどもお話あったように様々な使い方をもっともっと使ってもらう努力をするし、村民の皆さんにも、どうしてもいつまでもあるから大して気にしていなかった、改めてそれ減らすぞ、やらなくするぞと言ったからこれ沸騰したわけで、もっと使ってもらう、この機会に大いに使ってもらおうというようなことも進める必要があるし、それから村としても様々な事業にアットホームを活用する。

次の質問者も、そういう意味での積極的な提案もされるようではありますが、そういうことによって、それを会場費として計算すれば相当な一定の利益ということにも計算はできると思うんですね。そういう意味で、一定程度縮小することも政治判断ではありますが、そういう村民の皆さんが、ある程度はある意味、一定の財政的な負担は村としてやむを得ないということも容認して私はやってほしいというふうに思っているのかなというふうで、やっぱりこれは一定程度縮小するのも政治決断だし、もう一回り前に踏ん張って出ていくということも判断だと思うんで、取り組みを強めていただきたいと思います。

この前の大山の説明会のときに、副村長の話では、一定程度の私の私見としてのと

いうことで期日まで言ったんだけど、後から修正して気持ちとしてそうなんですというふうによく切り替えられたけれども、できるだけ早くという意味だと思うんです。早く皆さんの要望に応えられるように努力していくんだというふうな発言に変えられましたけれども、ぜひ村民の皆さんの声に応えられるような、やっぱり判断、これぜひ少なくとも宴会なり食堂はやっぱりあつてのアットホームだと思うんで、そういう意味でできないんだではなくて、やっぱりいろいろ工夫をしてやっていただきたいというふうに思うんですけれども、その辺についての方向づけ、考え方についてお伺いします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 10番議員さんにお答えします。

今の質問の趣旨については、十分に理解いたしました。住民にいろんな場で説明をさせていただきました。今回の場合には、財政的な問題というのは、ある程度、昨年度も2,500万円とか3,000万円近い赤字が出ているということで、それをどうやって改善するかという、その改善策を去年1年間コンサルにお願いをして、どうやったら改善できるかということをやっていたんですが、それ自体が、何ですか、継続することができないような人手不足という現実的に、予約も取れないという状況が続いているということです。予約取れないでいるということは施設としてはどうなのかということもありましたので、これについては至急結論を出さないと大変なことになるということで、緊急に結論を相談をしながらさせていただいたということで、そのまま継続して、先ほど部長のほうからも説明ありましたように、継続をして運営することが、かなり不可能というような状況になってきたということで、しからばどうするかと。

福島県内の同様の自治体で設置している温泉保養施設は、ほとんど廃業をしております。北塩原村もそれからあと新鶴は、この一番最初にできた日帰り温泉で、これが非常にいいということで各市町村が後を追って造っていったという経過がございますが、ここもやはり宿泊まで持って行って廃業、そして廃業したところは譲渡を一生懸命目指していますが、なかなかこれも困難だということで、ほぼ廃業ということがあります。

大玉村については、アットホームについては、先ほど言ったように財源的な何千万円という赤字については、今までやむを得ないということで議会の承認を得ながら補填をしてまいりましたので、これについては減らす方法をどうするかということで検討を、先ほど言ったように検討しようということで、その時点では継続する、赤字を減らすという方向でしたが、コンサルでやっていきますと赤字が大幅に増えるという、なぜかという、資材の高騰とか物価高騰、電気の高騰、それから働き方改革で2日間、週休2日、それから時間の制限がありますので、人数を増やさないと駄目だということですので、赤字幅は大幅に拡大しますというような結果もありました。

ただ、これについては議会と相談をして財政的な措置をすれば継続できますので、その方向でおりましたが、先ほど言いましたように人的なものも含めて運営が難しく

なってきたということで、財政であれば、もう少し半年とか1年かけて皆さんに説明をしたり、理解を得ながら進めることはできたんでしょうが、最終的には人がいないということですので、それについて対応せざるを得なかったと。ただ、廃業ということ、ほかと同じような形でではなくて、これは財政がかなり、例えば日帰り温泉だけにしたとしても財政的負担は生じますが、ここだけは何とか死守したいということで日帰り温泉を維持するという結論を出して、皆さんにご理解をいただくための説明をしてきたということです。

先ほど言ったように、その後の飲食関係とか何かはどうなんだということがありますが、はっきりしないことを今の時点で皆さんに、こうしたいとか、こうしますということは言える状態ではありません。やはり人の確保も入ってきますし、再開すればまた財政負担は間違いなく増えます。食堂にしても、全部門が支出のほうが多いと、収入よりもはるかに支出が多いという状態でずっときましたので、ただ、先ほど言いましたように住民のあそこで飲食をやりたいという要望はあることもよく感じておりますので、それについては、敬老会は仕出し方式で実施をしたいと、アットホームで実施をしたいと、その結果を受けてどうなのかという参加した方の意見なんかも聞きながら、その後のことについては検討をしたいと。

ただ、これはその後はやりますということではなくて、その方向も一つの選択として検討したいというふうに考えていますので、できれば多くの方に敬老会に参加をしていただいて意見を聞かせていただきたいと。隣のことを言っている必要もありませんが、本宮もやはり飲食部門を廃止をして仕出しで今懇親会をやっていると、昨日も私行ってきましたが折で仕出しでやっていると。これは、オーブとかアットホームだけではなくて全国の飲食業の抱えている問題だということ、私の知っているかなり大きなホテルも20人以上の団体が取れないと、何だといったら働き手がいないということで、部屋ががらがら空いても取れないというふうな状況ありますので、現時点ではということですが、ご理解をいただいて、何とか今の先ほど言ったような状態の運営は続けていきたいというふうに考えていますので。

あとは、もう一つは使っていただきたいと、今回いろいろと部屋代をただにするとか、いろいろこれでもかという、本当に不便をかける、泊りがなくなる、飲食部門がなくなるということに対して使っていただくための財政的な方法を取らせていただきました。これは、やはり使っていただきたいということですので、これから村民の皆様に対して皆様の温泉ですから、ぜひ使っていただきたいと、使えば次の形も先も見えてくるのではないかとこのように考えていますので、それをぜひお願いをしていきたいというふうに考えております。

それから、あと責任者の関係については、今回の補正予算に計上をさせていただいております。これは、株式会社のほうに常務を配置するための指定管理料の上乗せということで、やはり役員が非常勤ですので本当に努力をしてやっていただいておりますが、やはり素早く判断をしたり、責任を持って判断するというためには、常勤の管理職が必要であろうということで当面は株式会社のほうに常務を配置をして、そして、

その方がアットホームのほうの支配人を兼ねるということにはなりますが、将来的には、やはりアットホームに支配人は置きたいと、ただ本当に人選に苦慮しています。置くというふうにある程度決めてからも随分あちこち手配をしていますが、なかなかないので議会の皆さんも議員の皆さんも、ぜひそういう人材がありましたら、ぜひ紹介をいただければということで、一丸となってこれをしっかりと前に進めていきたいというふうにお願い申し上げて、答弁とさせていただきます。

○議長（押山義則） 10番。

○10番（須藤軍蔵） それぞれ答弁をいただきましてありがとうございます。

いずれにしても、そういう大変な中での取り組みということでもありますけれども、飲食の関係での、次善の策としての今年の敬老会での取り組みなどを見てというお話もありました。

ぜひ、そういう方向でも進めていただきたいと思いますし、それから、昨日かな、あれ回ってきたんですけれども、いろんな健康管理事業、高齢者の管理事業も選択肢も非常にこれ増えて、そういう意味で、ある意味で充実したのかなというふうに思いますし、こういうことも含めて、なおかつアットホームは使っていただきたいということが大事だと思うんで、村民の皆さんにも、ぜひ使ってポイント制か何かうまくやって、やっぱり競って使ってもらうような方法を講じるとか、そういうことをしていただきながら、村としても村民がそういう願っているんなら、やるぞという姿勢をさらに強めていただいて希望に沿えるような方向をもっと時間をじっくりかけながら、そしてやる方向で取り組みを強く求め、なお会社のことについても、村長、触れなければ、もう一押しするかと思ったんですけども、おい、そだごとでしようあつかという話をするかと思ったけれども、それ、ちゃんとやるんだということであれば、そのように進めていただきたいということを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、10番須藤軍蔵君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前10時55分といたします。

（午前10時39分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午前10時55分）

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 11番武田悦子君より通告がありました「健康で楽しい高齢期を送るために必要なことについて」ほか1件の質問を許します。11番。

○11番（武田悦子） 11番武田悦子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告しました2件について、一般質問を行います。

最初の質問は、健康で楽しい高齢期を送るために必要なことについてです。

日本人の平均寿命は2022年の統計で、男性が81.05歳、女性が

87. 09歳となっており、これは世界で1位となる年齢です。では、健康寿命で見るとどうなのか。2019年の統計では、男性で72.68歳、女性では75.38歳となり、数字だけで見ればこれも世界1位ですが、平均寿命と健康寿命の差は大きくなっています。大玉村でも、同じような傾向が見られるのではないのでしょうか。また、家族構造の変化などにより村内でもご夫婦だけや、お一人で暮らしている方が年々増えてきていると思います。誰もが住み慣れたところで安心して高齢期を送ることができることが大切です。元気でいれば自分でできることがたくさんありますが、だんだんと自分ではできないこと、難しいことも出てくると思っています。

これらについて、どのような支援が必要なのか、行政ができることは何なのかなどについて質問を行います。

厚労省が令和5年度に身寄りのない高齢者の生活上の多様なニーズ・諸課題の実態把握調査を行いました。この調査を行う背景には、高齢者を取り巻く社会資源の減少があり、これには少子高齢化と人口減少、世帯や家族の規模の縮小、さらには未婚率の上昇があるとされています。それに加えて、つながりの希薄さも挙げられています。身寄りのない高齢者に、どのような支援が必要になるのかをつかむためにも重要な調査だと思っています。

この調査は、自治体や社会福祉協議会、民間の事業者を対象に行われていましたが、大玉村ではこの調査に参加したのかを伺います。また、参加したのであれば、どのように回答したのかも伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

本村におきましても、昨年12月後行われましたその実態調査には参加してございます。調査内容としまして、身寄りのない高齢者に対しまして、これまで行ったことのある業務上の支援について回答するものということでございますので、本村におきましては、主に要介護認定申請の作成支援、生活支援に関する設問について支援を行っているというような回答で行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） ありがとうございます。

今、お答えをいただきましたように、この調査、高齢者の様々な場面を想定し調査、対象がどのように支援をしているのかというものでありますが、この今ございました介護保険の問題、生活支援の問題、本当に村内でも独り暮らしの高齢者、近くに身寄りがない方、このような方が日常生活で大変困っていらっしゃる。そういう場面たくさんございます。例えば、具合が悪くなって通院一人では行けない、さらには入院する場合の手続の問題、介護認定、今介護認定のお話もございましたが、介護を申請するしない、さらには金銭的な問題、いろいろな手続の問題、本当にたくさんの課題があります。

最悪な場合、亡くなられてしまったその後の、いわゆる死後の部分の管理なり処分

なりをどのようにしていくのか、もちろん誰もいなければ行政がやるしかないわけですが、そういう部分でも大きな課題があるというふうに考えていますが、これらのこの課題、これをどのように分析されているのか、いろいろな場面が想定されておりますが、これらを、まず分析することから始まるのが必要なのかなというふうに思っております。これらについて伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

この調査通しまして、議員さんおっしゃられるように、公的制度それから事業などでできない場合など、それぞれの範囲外、支援が必要な場合等々あるというふうには考えてございます。そういったところで、自治体や関係機関、地域との連携、国によるさらなる支援、施策の充実、そういったところが今後もまず必要になってくるのではないのかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 今、課題それぞれございました。では、村ではどのような支援が具体的に行われているのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

先ほど申しましたように、介護の認定の申請であったり、申請書の作成、そういった部分などは村のほうで行っているところでございます。その他、包括と連携しまして、いろんな相談業務等々行っているところではございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） いろいろな支援の仕方ございます。今、民間事業者の中には、もう生前から、いわゆる身元を保証するサービス、高齢者に向けての、もちろん亡くなってからのことも含めたそのようなサービスもございます。しかし、これとて、この近辺にあるのかどうか、そういう情報もよく分かりませんし、この事業者そのものにもいろいろな課題があるというふうにも言われています。これから、ますます少子化が進み1人で高齢期を送らなければならない、そのような方も増えてくるのではないかという、そういう状況の中、地域の支援、この地域のつながりが薄くなっている状況も考えれば、こういう部分でもなかなか望めないのかなというふうにも考えます。

部長からも包括との連携というお話ありました。高齢者だから独り暮らしだから包括に任せればいい、そういうものではないと思いますし、金銭的な部分で管理をする、そういうサービス、社協にあんしんサービスもございますが、そこに任せればいい、そういういわゆる任せるだけ、そういうものでもないというふうにも思っています。この今ある支援で対応できない部分たくさんあります。このお金の管理だけをするあんしんサービス、あんしんサポートはお金の管理もしますけれども、そのほかの部分、手続上の部分は、じゃ、どこがやるんだとか、いろいろな課題がありますが、そうい

うどこでどういうふうな支援ができて、ここのできない部分の支援は、じゃ、どこが担うべきなのか、そういう体制をつくること、いろいろな機関ございますので、そういう機関と連携をしながら体制をつくっていくこと、これがまず大切なのかな。

今の包括3人体制になって充実した支援が行われてはおりますが、それとて高齢者の部分を全て包括で担うというのにはもちろん無理があります。やはり行政が主体的な立場に立って、そういう部分を、ある程度の部分は行政で、そして本当に細かい部分は包括にというようなすみ分けも必要かと思います。そういう部分での体制のつくり方、支援機関のつくり方、地域の皆さんの力も借りる必要があると思います。そういう部分での、やはり取り組みの大きな枠組み、これは村がつくるべきだというふうに思いますが、この点についてはどのように考えられますか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

議員さんおっしゃられるように村が主体となる、当然でございます。細かいところは包括にお世話になります。いろいろと調べていく中で、今、地元の方々を巻き込んで、そういう体制づくりが必要であるというような資料もございます。そういったものを、調査研究させていただきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 地元の皆さん、本当に遠くの親戚より近くの他人という言葉がありますように、近くにいらっしゃる皆さんの支援というのが大きな役割を果たす場面多々あります。さらには、村が今現在行っている支援、例えば介護保険に至らない部分でも軽度生活であったり、介護認定受けても独り暮らし、老老世帯の巡回であったり、そういう部分の充実というのがもっともっと求められるのかな、この今々困っている人にどう手を差し伸べられるのか、これはやはり行政が考えることなのではないかなというふうに思っています。ここの部分を強く求めて、次の質問に移ります。

次に、大玉村が進める健康長寿への取り組みについてです。

自分の健康は自分で守らなければならないのは当然ですが、自分の健康状態を把握する上で定期的な健康診断、これが最も大切だというふうに思います。大玉村では、人間ドックやPET検診への助成が行われています。今回、PET検診が80歳まで対象になったことは、とてもありがたいことだなというふうに思っています。これら人間ドック、PET検診の対象年齢、それぞれの助成の額を伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

PETがん検診につきまして、基本コース、充実コースとございます。大変申し訳ございません。今、それが実際、幾らかかるというところを、手元に数字を持ちあわせてございませんでしたので後ほど申し上げますが、村としては、基本コースには2万5,000円、充実コースにつきましては3万8,500円、その分の助成ということでしてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） ドックは幾らで、対象年齢は。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 大変失礼いたしました。

ドックの年齢につきましては、平成29年度に対象年齢の上限を60歳から70歳まで引き上げました。そして、35歳から70歳まで5歳刻みに拡大しているところでございます。助成金額につきましては、申し訳ございません。後ほど、申し上げたいと思います。

以上でございます。

PETがんにつきまして、当初対象年齢を50歳、60歳としておりましたが、令和4年度には、40歳及び70歳も対象としまして、さらに今年度からは55歳、65歳、75歳、80歳を加えまして、40歳及び50歳、そこから55、60、65、70、75、80ということで、5歳刻みに拡大しております。なお、現在40歳と50歳の間が10歳になってございますが、45歳につきましても加えることとしていきたいというふうに考えてございますので、答弁させていただきます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） ありがとうございます。

大変充実した内容になってきているのかなというふうに思いますが、このドックとPETと重なる年齢というのがあるんですけども、これはどのように選択していけばいいのか、両方受けるという選択もあるでしょうし、この辺をどのように考えていらっしゃるのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

PETがん検診とドックの関係でございます。現在、基本コース、充実コースということで、ドックにない部分でPETがん検診を受けて希望する方の受診を勧めているところでございます。ドックを受けて、そしてなおかつPETがん検診ということで、今現在は、ご希望があれば両方受けることが可能ということでしてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） PETですが、基本コース、充実コース、南東北病院で受けるPETは、もう少し上のコースもあるというふうに聞いておりますが、そのコースは対象にはならないということなんでしょうか、伺います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えいたします。

現時点の説明は、今、部長が行ったのは現時点の説明で、今内部で検討しておりますのは、これは約束ということではなくて、そういうことも検討しようということ

すが、PETと人間ドックの年齢が違いますので、これを合わせるできないかというふうにも考えています。35から80まで5歳刻みでPETと人間ドック両方受けられると、PET検診は、これは大玉独自の政策ですし、人間ドックも国のほうは若いほうに引き下げろということで40から30に引き下げて65は60まで下げろという話が来ました、補助対象。大玉の場合は、それ逆に60と65、70というふうに引き上げましたので、かなりこれは早期発見には効果があるんじゃないかと思っています。

PETには1泊2日PETと、それからA、B、CのPETがあります。1泊2日は全身全部、人間ドックを上回るような検査します。Aコースについては、PETと人間ドックの違いというのは、PETはがんに特化した検査ですから、人間ドックは体全部を検査する検査なので内容に違いがありますので、できれば両方とも受けていただきたい。ただ、今これからちょっと南東北病院のほうにPETお願いしていますので、APETは、MRIとか血液検査とか尿検査、便検査、エコー検査、全部やります。ただ、人間ドックにない種目、眼底とか肺の関係とか、循環器系の心筋の関係とかというのはそのAコースにはないので、それを合わせるできないかということは、一応南東北病院のほうに伺って金額を値切りながら、内容を合わせられないかという交渉にこれから出向く予定であります。

それがいけばAコースを選んだ場合には、人間ドックと同じ、受けたと同じように合わさった検診が受けられると。私はこれが理想だというふうに考えていますが、なかなか制度上、A検診の場合はPETと人間ドックは別なので人間ドックを受けましたという受診率には反映されないと。あと人間ドックでやっている検査がないものもAPET、先ほど言ったようにありますので、その辺はしっかりと担当含めて調査をしながら進めてまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） しっかりと早期発見、病気を早い段階で発見することで村の医療費の伸びを抑えられるという部分に反映できると思いますので、この部分はより村民の皆さんの有益になるような形で検診事業が進められる、そういうことを望みたいと思います。

次に、介護予防事業について伺います。

大玉村では、様々な場面で介護予防事業に取り組んでいます。社協で行われている生きがいデイサービスや、地域包括支援センターが行っている頭と体の健康倶楽部、村内各地で行われています元気づくり体操なども、介護予防に大きな役割を果たしているものと思っています。

一方、7月からアットホームおおたまが、宿泊などの事業を休止し入浴を中心とした事業展開を行うということになりました。地域のサロンなどでもアットホームを利用していたところ、大変多いかというふうにも思っていますが、大事な温泉施設を有効に活用するために村が今現在行っている介護予防事業でも使えないかというふうに

思っています。お風呂に入りながら介護予防事業に参加する、例えば社協で運営されている生きがいデイサービスをアットホームで行う、そうすれば、この生きがいデイサービスに参加される方、これも増えてくるのではないかなというふうにも思っています。これらについてどのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 政策的な部分も入りますので、私のほうから答弁をさせていただきますが、アットホームについては日帰り温泉ということで、基本的には一般の村民の方、もしくは村外の方に利用していただくということですが、今言ったような介護関係とか、それから高齢者とか、いろんな団体使う場合ということはアットホームの活用としては可能じゃないかというふうに考えていますが、ただ、一応指定管理ということで株式会社のほうに運営をお任せしていますので、そこを使う場合には、やはり村から公費で支出をしないと、予算措置をしないと、これは区別をしっかりとやらないとごちゃごちゃになりますので。

それから、各種団体がそういう形で使う場合には、団体がそれを負担をしていただくと、それは普通どおり部屋を使ったり何かする形で使うことはできますので、いろんな可能性、健康づくりも含めて目的はそこにありますので、その辺については、運用についてはやっぱり村づくり株式会社とも協議をしながら、可能性についてできるものについては、ぜひ利用をしてもらったほうが良いなというふうに考えています。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） このアットホームおおたま、大切な村の財産でありますので、しっかりと有効的に活用されることをお願いをして、次の質問に入ります。

子どもたちの健やかな育ちを応援する村政の実現についてです。

先ほどの質問にもございました5月5日の各新聞に、子どもの数、大きく減少しているとともに大玉村の状況の報道もございました。全国の子どもの数は1,401万人、県内の子どもの数も4月1日現在で18万6,508人、3.2%の減少率、少子化がすごいスピードで加速しているというのが、ここに表れているのではないかと思います。そんな中でも大玉村は、年少人口の割合が14.7%、県内で最高の数字という記事ございました。全国的に少子化が進んでいる中から見れば、大玉村の子どもの数、大変誇れるものだというふうに思っています。

そこで、大玉村を子どもを産み育てる場所に選んでくださった皆さんに、大玉村の子育て支援をこれまで以上に実感できるものにしていくために、村ができることについて伺いたいと思います。

まず、社会福祉協議会で運営されている放課後児童クラブについて伺います。

放課後を安心して過ごすことのできる場所として提供されているわけですが、現在の登録人数と常時利用されている人数を伺います。

○議長（押山義則） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

現在、放課後児童クラブで利用されている人数、令和6年6月1日現在の登録児童数につきましては、現在266人となっております。また、常時約150人～170人ほどの児童が現在利用している状況でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 登録されているのが266人、常時150人～170人の子どもが利用している、すごい数だというふうに思うんです。極端に言えば、ちょっと小さな小学校1つぐらいの人数が利用しているわけですから、福祉センターさくらのあまり広くない、あのスペースにそれだけの子どもが入っている、そこで放課後を過ごしている。こう数を聞いただけで状況がどうなっているのか想像したくない状況もあるのかなというふうにも思いますが、この放課後児童クラブは、子どもが安全に安心して過ごし体調の悪いときに静養することができる生活の場としての機能と、遊びなどの活動拠点としての専用区域が必要であり、面積は子ども1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない、これは村条例にも記載されております。

また、運営要綱では、クラブの定員を1クラブにつきおおむね40人以下となっております。これらから見て現在の児童クラブの状況はどうなっているのか、この適正な数だというふうに認識しているのか伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

福祉センターさくらで、児童クラブを行っております。先ほど課長から答弁ありましたように、常時150～170ということでございます。ただ、児童クラブとして、あの施設を活用するというところで、現在、手狭だというような気はしておりますが、あそこで活動していただくということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 放課後児童クラブ、これ子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び想像性の向上、基本的な生活習慣の確立などにより子どもの健全な育成を図る、これを目的としています。子どもたちが安心して安全に過ごす、それだけではなくて様々な経験を通して社会性や想像性の向上を図る、これも重要な役割だというふうに認識しておりますが、保護者の期待もここにあるのではないかなというふうに思っています。静かに放課後を過ごすだけでなく、思いっきり体を動かして遊ぶ場も大切ではないかと思えます。

先ほど部長からも手狭だというふうには考えているというお話ありました。あの建物の中に、常時150～170人の子どもたちがいて思いっきり遊べる状況は想像できないんですが、これらの遊ぶ場、これらについてはどんなふう考えていらっしゃるのか、またこの現状で、あの施設の中で子どもたち結構ぎゅうぎゅう詰めの状態でいて、保護者から外で遊ばせてほしいとかという要望というのはないのか、この保護

者の声を聞く機会、アンケートとかそういうものは行われているのか、これらについて伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

年に数回開催される保護者会の役員会それや、年度末に開催される総会等の際に保護者の皆様からご意見やご要望をいただく機会がございます。また、今後のよりよい事業運営と利用者との情報共有のために、委託先である社会福祉協議会と打合せをして、先ほど11番議員おっしゃられましたアンケートにつきましても、その実施について、これより検討してまいりたいというふうには考えてございます。今のところ実施はしてございません。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 保護者から遊ぶ場をつくってほしいという声が出されているかどうかというのは、把握していないということではよろしいのでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

現在のところ、子どもにとっては聞き及んでおりません。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 外で遊ばせてやりたいとか、もう少ししっかりと遊びの場を確保してほしいとかという声があるというふうには私は聞き及んでおりますが、この保護者からの声だけではなくて、子どもたち、子どもたち自身の声というのは聞く機会というのは設けているのでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

子どもたちの声ということにつきましても、今のところ聞いているというふうには捉えてはおりません。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 放課後児童クラブが、子どもたちにとって大切な場所であることはもちろんですが、保護者にとっても大切な場所であるわけです。あの場所で放課後をしっかりと過ごしていくこと、宿題をしながら友達と遊びながら、けんかもしながら、そういう中で子どもたちの成長というのが図られるのかなというふうにも思います。社会福祉協議会で運営が行われているわけですが、社会福祉協議会としっかりと連携が取られているのか、先ほど来、部長には様々な声が聞こえていないというお話も、答弁の中で聞いていないというお話もございました。これらしっかりとした連携を取るべきだというふうに思っておりますが、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

現状把握、そして子どもたちの意見と社会福祉協議会、よくこれより打合せして連携していきたいというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 大玉村のたくさんの子どもたちが、あの施設を利用して放課後を過ごして、夏休み、冬休み、長期の休みの期間を過ごしているわけですから、より子どもたちに寄り添ったクラブの運営が行われる、これが当然だというふうに思っております。このことを強く求めて、次の質問に入ります。

学校給食費について質問をします。

学校給食費に補助をする自治体が増えていきます。全国でも無償化の流れが広がり、県内でも35の市町村が無償化にかじを切っています。さらには、95%を超える自治体で保護者負担の軽減が行われています。これは、教育費の保護者負担が大きく、とりわけ給食費の負担が大きい、給食費の負担軽減を求める保護者の要求が切実なものだということの表れではないでしょうか。先日、新聞で報道されましたが、食材費の値上がりなどにより給食費が年々上がっており、福島県の給食費が全国で一番高いという調査報告もありました。反対に、食材費の値上りを抑えて給食が本当に悲しいような給食になっているところのテレビ報道も見たことがあります。

そういったことで、この給食、いかに大切なのか、憲法26条で義務教育は無償とするとされています。学校給食法では、学校給食は教育の一環であると明記され食育基本法でも学校給食が教育として位置づけられています。これらの点からも、学校給食が義務教育費無償の対象となることは明らかです。

大玉村は、現在給食費の半額補助を行っていますが、ぜひ無償化にかじを切るべきだと思います。考えを伺います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 11番さんにお答えいたします。

今言われたとおり、大玉、他に先駆けて、2割、そして5割にしました。その後、そのまま5割のまま今現在まで来ていますが、先ほど言われた食材等の高騰分は100円、200円、増えた分については村のほうで持っておりますので、実際は半額以上の負担をしているということと、それから非課税世帯については、もう無償化を実施しておりますので大分改善はしていますが、ただ、給食センター、給食を本宮と合同で共同で作っておりますので、今、本宮も半額に追いつきました。ただ、やはり一緒に同じように給食センターでやっている中で、最初、大玉だけが引き上げたときにも、やはりかなりの不協和音はありました。

ですから、それも含めて本宮のほうと協議をしながら、いずれ無償化のほうに行く流れは変わらないというふうに感じていますが、いつからやるかということについては、そういうことも含めながら検討をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 給食費無償化の方向には向かっている、もう随分前から伺っております。本宮と協議というお話も伺っております。しかしながら、それぞれの自治体独自で特色を持ってやるのも一つかなというふうにも思いますので、本宮と一緒にやるなら思い切って本宮と一緒に無償化という手もごございますので、その辺も含めて協議を進めていただきたいというふうに思っています。この無償化の問題、やはり財政的な問題が一番ネックなのかなというふうにも思います。

この子育て支援、それぞれの自治体で特徴があつていいわけですが、やはり財政の問題を抜きにしては語れない部分がありますし、それぞれの市町村だけの努力ではどうしようもないという部分も大きいというふうにも思っています。やはり、国そして県がしっかりと支援をしていくこと、青森県では、もう半分この無償化にするところには補助しますよ、県そのものが、そういう方向性を打ち出しています。この首長の立場で県そして国に、しっかりとこの部分を皆さん力を合わせて要望していただきたいというふうに思いますが、この点についての考えを伺います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答えを申し上げます。

やはり、恒久財源に財源がずっと続くということですので、なかなか踏み切れない部分は財源の問題も確かにあります。異次元の子育て支援策を打ち出した国が、最初は給食費の無料化ということは、ちらっと出たんですね。ただ、その後ずっとすぐ引っ込めてしまった。あれを復活すべきだということは、市長村会も6団体そろって国に対して給食費の無料化ということは要望しておりますし、これからも強く要望したいと。

それからあと、かなりの自治体が四百何自治体ですかね、議会で給食費の無料化をすべきという請願を採択して国に提出しているということありますので、流れとしては、子育て支援の中で給食費の無償化というのは、国に対してかなりの圧力になっているのではないかと考えていますが、それとは別に独自でやっていくということもありますが、これは、やはりそろえるべきところと独自でやるべきものがありますが、やはり今までの経過を見ますと、そろえるべき部分もかなりありますので、本宮は財政的にはしっかりしていますので、そう時間かからないで無償化にはかじを切るんじゃないかと思っておりますので、その辺はしっかりと協議をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 本宮とそろって無償化にかじを切っていただきたいというふうに思います。

次に、国保の問題です。

今回、令和6年度の国保税が示されています。昨年より少しだけ下がっている、このことは大変うれしいことではありますが、国保税の負担が大きいことには変わりあ

りません。特に、国保税で行われている均等割は、世帯の人数で課税されておりますので何の収入もない子どもにも課税されます。国は、この部分での保護者負担の軽減策として、未就学児を対象に2分の1を軽減しています。村内で、この軽減に該当する子どもの人数、軽減される国保税の額は幾らになるのか伺います。

○議長（押山義則） 税務課長。

○税務課長（菊地 健） 11番議員さんにお答えをさせていただきます。

令和6年4月1日現在で、未就学児で人数は25人で、軽減額につきましては40万円となる予定でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 25人で40万円、この本当に大した金額ではないわけですが、せめてこの未就学児の均等割、これを40万円、本当に金額的には大したことではありませんので、せめて今まで以上に減額できないのか、支援できないのか、さらに収入のないという部分でいえば、18歳までの子どもたち、ほとんど収入のない子どもたちも均等割課税されているわけですので、この部分での減免制度、つくることができないのか伺います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 未就学児については国が半分かな、あとは4分の1が村か、ということで、既に村も負担をしているわけですが、これについては既に、もう按分率も決定はしていますので、来年に向けての課題ということで検討させていただきたいと思えます。あと、18歳以下につきましても、前にも申し上げましたが、やはり国民健康保険税の仕組みとして所得の少ない方たちというか、構成メンバーというか、被保険者が多いということがありますので、その分は違うほうに、子どものいない世帯のほうに行きますので、やはり互助の健康保険の精神からいって負担すべきものを負担していただいて、みんなで均等に支払いをするという基本的なことがございますので、それも含めて来年の課題として検討させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 国保の問題は、大変もう長年この問題取り上げてきているわけですが、大変難しい問題でありますし、この令和11年には国保税、福島県内統一というふうにされる予定となっておりますが、この保険料をどのようになっていくのか、まだまだ分からない状況なのかなというふうにも思っています。これ以上保険料が上がってしまえば、本当に払いたくても払えない国保ということになってしまうので、安心して医療を受けることができる国保制度にしていくためにも、どのようなことができるのか、村もしっかりと取り組んでいただきたいというふうに求めて、次の質問に入ります。

ヤングケアラーの問題です。

これまでも質問をしてきました。まず、実態を把握することが大切だというふうにも求めてきましたが、村内での実態は把握されているのか伺いたいと思えます。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

村内の実態ということですが、令和4年の県で行われましたアンケート調査というところで実態調査した部分が、そこでとどまっているところがございます。あと、その他、民生委員さんとか、いろいろの民生委員さん等の会議の中では、そういった意見については上がってきておりません。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） ヤングケアラーの問題、大変微妙な問題がありますし表面化しにくいという部分もあります。自分自身、そういう立場に置かれているという実感というか、そういう思いを持っていない場合というのもございます。この状況把握はなかなか難しい。でも、一旦そういうことが表面化した場合、どのような支援体制が取られるのか、これらについては、この村ではできているのか、その点について伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

表面に出た際ということですが。

在宅サービスの事業者、それから障害福祉サービスの事業者、そういったところで状況把握しながら、その方々からの情報提供を得て、そしてサービス、そういった部分の制度の中で広げながら、子どもたちの対応ができればというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 具体的に、じゃ、ここの人がこういう対応するよというふうには、まだまだ決まっていないということではよろしいのでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 実際、その部分ということで、まだ課内、係内で詰めていないというところではございます。今後、このケアラーが発生した場合の対応という部分について、さらに検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 再度お答え申し上げます。

ヤングケアラーの問題については、もう全国的に社会的な問題ということで、大玉にもいないはずはありませんので、その辺はしっかりと調査、民生委員とか社会福祉協議会とか、そういう情報をきちっと集めるように、これについては協議をしたいと思っております。

そして、大玉の場合には何十人もいるということは想定できませんので、1人、2人というふうに出た場合、大玉のいいところは小さな自治体だということで、個別

対応がしっかりとできていると、今までもいろんな問題、個別の問題ができた場合には、担当だけではなくて村で関係するところが、それに対応してきたということでやってまいりましたので、ただ、そういうことに頼る時代でもないので、しっかりと体制、体制を取りますという、なかなか人を増やしてそれに当たるということは、今いる人数の中でやっていくしかありませんので、その中でしっかりと、ほかの部署も含めて、ほかの機関も含めて、どう対応するかということについては早急に協議をしながら進めていきたいと。現実的には、小さな町村のいいところで小回りの利くところで、個別にしっかりと対応していきたいと。今までも、そういうものが出た場合には、それぞれ協力をしながら対応してまいりましたので、先ほど言いましたように、条例云々までいくかどうかは別としても体制はしっかりと取りたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 体制をしっかりと構築しておいた上で問題が発生すればすぐ対応できるわけで、問題が発生してからいろいろやっても、なかなかすぐの対応には結びつかない場合もございますので、その辺もしっかりと取り組んでいていただきたいというふうに思います。

次に、補聴器購入補助事業について伺います。

大玉村でも、高齢者の補聴器購入補助事業が始まりました。大変よかったなというふうに思っています。さらに、子どもへの支援として令和6年度当初予算に軽度・中等度難聴児補聴器購入補助事業として5万円計上されていますが、この事業の具体的な内容を伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 11番議員さんにお答えいたします。

助成のその対象者ということでございます。

まず、次の要件を満たす児童の保護者ということでございまして、1つ目には大手村に住所を有していること、2つ目には助成申請時点で18歳未満であること、3つ目には両耳の聴力レベルが原則として30デシベル以上70デシベル未満ということで、身体障害者の手帳の交付対象となっていないこと。4つ目、最後になりますが補聴器の装用により、言語取得などの効果が期待できると医師が判断したものであることとございます。対象外としましては、対象児童が属する世帯のうち、いずれかの者が市町村民税所得割の額が46万円以上である場合、そして対象児童が他の法令に基づき補聴器等購入助成を受けている場合ということでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 具体的な補助率、補助の内容というのも伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 助成対象の経費につきましては、補聴器の購入、更新及び修理に要する経費ということでございます。助成の額につきましては、補聴器の購入

及び更新ということで、村が定める基準額15万円と、その購入に要した経費のいずれか少ない額に3分の2を乗じた額、そして修理につきましては、国が定める基準と修理に要した経費のいずれか少ない額に3分の2を乗じた額という助成額ということになってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） この事業、どのように周知されているのか伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） この事業につきましては、4月より始まった事業ではございますが、今後、村の広報等でお知らせしていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） 4月から始まった事業でありますからこそ、初めての事業だとすれば、もう早い段階で周知すべきだというふうに思います。ホームページどこを探してもない、ほかの市町村ならすぐホームページのトップに出てきますので、ぜひとも大玉村でも早い段階で周知をしていただきたいというふうに思います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） まずは、担当のほうに打合せもまだ済んでいなかったもので、各種補助金、これはちょっとお話ししたことはありますが、各種補助金について周知がやっぱり努めていますが、なかなか目にする機会がない方もおられるし、いろんな補助金がありますので、生活上のこととか、健康上のこととか、それについて再度周知をしようということで、今、準備をして、A3判で裏表で2枚ということは4ページにわたってどういう補助金が村にあるかと、一般の村民の皆さんが使える補助金ですね、農業とか、建設とか、そういう独自のものではなくて、生活上必要なもの、そういう補助金についてのお知らせを次の広報に全部折り込みで入れて、それは年間何回か繰り返し返して、せっかくある補助金ですから使っていただけるように周知に努めたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 11番。

○11番（武田悦子） なかなかチラシ、村民の皆さんが全てずੱとこう見るかと言われると、なかなか難しい部分もありますけれども、周知をしていただかないことには分からないという、周知してもよく分かっていないという方もいっぱいいらっしゃいますが、周知をしなければ分からないというのはそのとおりでございますので、しっかりと周知をしていっていただきたいというふうに思います。

今回の質問、全般についてでございます。

行政の仕事、本当にゆりかごから墓場までと、あらゆる場面で支援が必要な方のよりどころになる、これが行政の役割の大きなウエートを占めるのかな、そういうふうに思っています。健康で安心して暮らすことができる、そのためにも行政の力、今ま

で以上に発揮をしていただいて村内にいかに寄り添った大玉村をつくっていただくか、このことに力を注いでいただきたいと思います。

以上、一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、11番武田悦子君の一般質問を打ち切ります。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後1時30分といたします。

（午前11時51分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後1時30分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 4番渡邊啓子君より通告がありました「地域の絆づくりの推進を」ほか1件の質問を許します。4番。

○4番（渡邊啓子） 4番渡邊啓子です。

議長の許可をいただきましたので、さきに通告してあります2件について、これより一般質問を行います。よろしくお願いたします。

初めに、地域の絆づくりの推進について質問させていただきます。

村が掲げる政策目標に、「みんなで支える安心生活。自助・共助・公助でみんながつながるむらづくり」というのがあります。

地域コミュニティが希薄化する今、最も力を入れるべきは、共助力の向上であると考えます。転入者が増加する中、行政区や組への加入を促進することは重要だと思います。

第5次大玉村総合振興計画では、行政区加入率の令和2年度実績が73.4%であり、令和7年度には加入率75%を目標に掲げていますが、現在の加入率をお伺いします。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 4番議員さんにお答えいたします。

令和6年5月末日現在の加入率ですが、68.9%となっております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 予想外に、ちょっと加入率が低くなっているなということに衝撃を覚えました。

今ほどの加入率が下がった要因については、どのようにお考えでしょうか。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 4番議員さんにお答えいたします。

内部的に検討した結果といいますか、分析しておりますのが、まず、この間アパートの着工件数がまず増えているということで、行政区のほうに加入されない方、世帯が増えているということが一つ要因として挙げられます。

もう一つの要因としましては、世帯分離、同一敷地の中で、お父さん、お母さんと、

息子さんたちと別な家を建ててというところで、加入率が下がっているんじゃないかというふうに分析しております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 次に、地区のサロンや元気づくり体操、クリーンアップ作戦等の共同作業も地域コミュニティの形成に大きな役割を果たしていると思います。中でも、行政区や組は、地域コミュニティにおいて中心的な存在であると考えられます。

近年では、今まで加入していた世帯が組を抜けるケースも出てきているようですが、中には避難された方で住所をまだ移していない方でも、自ら組に加入されている方もおられます。

勤務形態の多様化やライフスタイルの変化、核家族化などにより、地域活動に参加しにくかったり、地域のしきたりや冠婚葬祭の付き合いが煩わしいと考える人が増えてきていることも事実です。

しかし、円滑な地域コミュニティを維持していくためには、やはりお互いさまの精神を持つことが大切だと思います。

行政区や組への加入を強制することはできませんし、加入は義務でもありませんが、村に新しく来られた方が転入届を出された際に、窓口で加入を勧めるだけでなく、転入者への説明会を開いてはどうかということを、令和4年9月定例会で地域コミュニティの課題について質問した際に提言させていただきました。

区長や副区長、組長による支援はもちろんですが、村としても、例えば数か月に一度、村が現在行っている政策や生活に密着した事柄を説明し、新しく来られた方の意見や質問も伺い、ぜひ、行政区や組に入って協力していただけませんか、相互理解の機会を設けることで、少しでも加入促進につながるのではないかと考えます。

ネットで検索すれば、ほとんどの情報が得られる時代ではありますが、地域の連携の強化を図るためには、顔の見える関係づくりの場が必要だと思います。転入された方も安心して本村での生活をスタートできるのではないのでしょうか。

以前、開催された村民の声を聴く会でも、お嫁に来たばかりで大玉村のことが分からないので参加してみましたという方がいらっしゃいました。転入された方への説明会を開いて村に対する理解を深めていただくことで、加入促進につながるのではないかと提言に対して、担当部長より、「新しく転入された世帯、特に若い世帯につきましては、組などに加入しない場合があるということは承知しています。今後、定期的に、転入された皆さんの意見や要望をお伺いする場を設けるなど、村に対する理解を深めていただくことで、地域コミュニティへの参加につながるよう全庁的に検討してまいりたいと考えてございます」と、そのとき答弁をいただきましたが、その後の状況はいかがでしょうか。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 4番議員さんにお答えをいたします。

こちらの提言、先ほど議員さんもおっしゃられましたとおり、令和4年9月定例会

での提言をいただいたということは、確認が取れております。

大変申し訳ありません、私、その当時、病気休暇で長期休業しておりまして、議会の場も欠席をさせていただいておりました。ご了承賜ればと思います。

本村におきましては、まず、今、議員さんがおっしゃられたとおり、転入された方に対する各種の説明、これにつきましては、行政区であったり、組合の加入促進という形で、窓口での直接お話をさせていただく、さらには、村内のいろんなチラシであったり、お知らせの文書関係、そういったものをお渡ししながら、それぞれご説明をさせていただいているという形でございます。

なお、本宮市におきましても同様の手法によりまして、転入された方に対しましてはご案内を差し上げているということは確認が取れております。

本村におきましては、説明会の実施、これは昨年度、再開をさせていただきました村政懇談会でも、大玉村の現状をご説明申し上げ、さらに参加された皆様方からご質問であったり、ご要望等をお聞きしております。

こういった場をさらに活用させていただくという観点から、新たに設定するのではなく、今後、内容を充実した形で進めさせていただくということで、検討をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 村政懇談会等ということです。

私としては、新規転入者に説明会を行っていただきたいと思っていたわけですが。

さて、今期定例会でも、定住促進対策に要する経費として6団地、22区画を対象とした定住促進住宅団地造成事業補助金1,100万円が補正計上されました。いずれここに住むようになる方にも、ぜひとも地域コミュニティーに参加していただけることを望みます。

さて、本村には、地域づくり活動サポート事業があります。

団体等が行う地域づくり活動に対し、予算の範囲内で助成金を交付するものですが、この事業を知らない村民が多いように、私は感じています。

地域コミュニティーの活性化につながる事業にもなりますので、もっと周知すべきではないかと考えます。

コロナ禍の影響があったかもしれませんが、過去3年間の交付対象事業件数と助成金額、活動内容を伺います。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 4番議員さんにお答えいたします。

本補助事業につきましては、補助対象者を行政区や地域づくり団体等としておりまして、個人を対象とした制度ではないことから、周知方法につきましては、これまで毎年実施している区長会議での説明や村ホームページでの周知を行ってまいりました。

本制度は、平成28年度より実施している事業でございますので、長く継続していることもございますので、広く浸透してきていると認識しておりますが、今後、さらに

広く周知するために、そのやり方や方法を工夫するなど検討してまいりたいと存じます。

また、過去3年間の実績でございますが、令和5年度につきましては2件、助成金額の合計が6万3,044円、活動内容としましては、子ども見守り活動及び地区の夏祭りへの助成となっております。令和4年度につきましては1件、助成金額が3万円、活動内容としましては、子ども見守り活動への助成となっております。令和3年度につきましては1件、助成金額が6万367円、活動内容としましては、同じく、子ども見守り活動への助成となっております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 子ども見守り活動と夏祭りが多いようですが、これは同じ地区と考えてよろしいのでしょうか。

また、子ども見守り活動のどの部分にその助成金が交付されるのか、お伺いします。

○議長（押山義則） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木真一） 4番議員さんにお答えいたします。

地区につきましては、おっしゃるとおり同じ地区になります。

あと、子ども見守り活動のまた細かい内容ですが、例えば、見守り活動していただく方の夜光反射材のついたベストを購入する費用であったり、あと冬場の活動に対します手袋の購入であったり、あとは、研修会を開いた際の講師への謝礼といたしますか、そういったものに支出していたりというところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） ありがとうございます。

この事業は、平成28年より実施しているもので、広く周知されているのではないかとのお話もありましたが、ほぼ同じ地区での活動、いささか手続きが難しいとも聞いております。

できるだけ、行政区や組に加入していただける方を増やすような工夫を重ねていただきたいと思っております。

以前の定例会で村長は、「地域コミュニティーづくりに一番効果的なのは、自主防災組織であると考え、これを強力に進めてまいります」とおっしゃいました。確かに、防災組織に入りませんと言う人はほぼいないかと思っておりますので、全ての人に入ってもらうには、自主防災組織が有効であるとの考え方は理解できます。

しかし、いざというときのスムーズな連携は、やはりふだんからのつながりの上に成り立つものではないでしょうか。ひいては、組に入ってもらえるなどすることで、役場裏のごみステーションのごみの量が多い課題の解消にもつながるか、私は考えるのですが。

自主防災組織、いざというときの連携や防災意識を高めるためには、大いに有効だと思っております。しかし、頻繁に顔を合わせて活動をするものではないように感じており

ます。

理想論かもしれませんが、私は、やはり防犯、防災、高齢者の見守りといった地域の様々な課題に対応していくためには、行政区や組への加入者を一人でも増やすことが大切だと考えます。

最後に、村長の考えを伺います。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 4番議員さんにお答えいたします。

組織はそれぞれの組織のための目的というのがありますので、自主防災組織はその自主防災組織としての目的がありますが、結局、手段としては地域コミュニティーと同じこととなりますが、これが一気に全村に広がるということは、なかなか現実的には難しいと。それは、防災意識がちょっと村の場合は災害が少ないということもありまして、災害の多いところと比べると、なかなかそういう意識は醸成が難しいという。

ただ、今の状況だと、いつ起きるか分かりませんので、やはり早急に皆さんにつくっていただきたいというお願いをしていますので、自主防災組織自体は日常的に活動すると思いますので、自主防災組織があつたり、何があつたり、何があつたりというよりは、組の中でとか、あと組が合同でとか、区でとか、その規模によってその組織ができて、それが機能すれば、今言われたような機能も入ることができるんじゃないか、見守りなんかでもできるんじゃないかと思っていますが、基本的にはやはり、区、組という単位がありますので、組でしっかりと入っていただいて活動するということは、非常に大切なものだというふうに考えおります。

以上です。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） いろいろと質問してまいりましたが、地域づくり活動サポート事業などを通して、地域のつながりもよいものだなと感じる人が増え、自主防災組織を通じたつながりも含めて、暮らしや命に関わる助け合いのできる安心生活の基盤としてのコミュニティーづくりを住民と行政とで協力して考えていければと思います。

さて、2番目の質問、ダブルケアへの理解と推進をに移ります。

ダブルケアという言葉聞いたことがあるでしょうか。

ダブルケアとは、育児と介護を同時行うことです。2016年4月に発表した内閣府の調査によると、ダブルケアを担う人（ダブルケアラー）は全国で約25万人と推計され、その負担は女性に集中し、30代から40代が全体の8割を占めているとのことです。

この集計における育児の対象は未就学児のため、育児の範囲を小学生まで広げると、ダブルケアラーはさらに増えます。

ダブルケアは、晩婚化・晩産化等を背景に増加しており、子育てと介護の課題を抱える家庭への支援体制が必要であると考えます。

本村におけるダブルケアの実態は把握できているかを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4番議員さんにお答えいたします。

本村におきますダブルケアの実態につきましては、民生児童委員や社会福祉協議会をはじめ地域包括支援センター、それから居宅介護事業所など、介護に携わる方々とも連携しながら、情報収集に努めてまいりますが、現時点においては、実態の把握というのはしていないところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） これから実態把握に努めていただきたいと思います。

全国で約25万人と推計されるということで単純にですが、人口に対する割合でいうと約0.2%になりますので、一概には言えませんが、本村では十六、七人くらいかなと予想できるかもしれません。

元気だった親が急に倒れて介護が必要になる、転倒して骨折、あるいは、認知症など、介護が突然やってきます。子育てと介護は異なる窓口での対応になりますが、連携は図られているのでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4番議員さんにお答えいたします。

子育ての支援部局、それから、介護の支援部局、いずれも同じ健康福祉課内にあります。

そういったことから、情報共有しながら、十分に連携が図られるというふうに認識しております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） 連携は図られているとのことですが。

ということで、両方の相談をすることができるダブルケア相談窓口の設置を考えられないのでしょうか。

これは決して専門家を置くことまでは求めておりませんが、相談できる窓口があるということは、当事者にとって心強いものです。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4番議員さんにお答えいたします。

先ほども申しましたとおり、子育ての部門、それから、介護の部門ということで、十分に連携は図られております。

特に、健康福祉課、同じフロア、隣同士であります。乳幼児の部分につきましては保健センターではございますが、同じ課の中、そして隣同士ということで、それぞれどちらに声をかけていただきましても、対応できるというような体制を取ってございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） どちらに声をかけていただいても。

ダブルケア相談窓口の表示だけでもしていただけると、安心される方もいらっしゃるかなと思います。

次に、ダブルケアラー同士で情報交換などをするダブルケアカフェが全国に広がっております。

本村では、認知症に関する相談や、気軽におしゃべりを楽しみたい方のためのひなたぼっこカフェが開催されていますが、当事者の精神的負担軽減のためにも、ダブルケアカフェの実施を本村でも検討できないでしょうか。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4番議員さんにお答えいたします。

現時点では、情報交換、それから、精神的負担を軽減するといったことから、子どもにつきまちはさくらカフェやひなたぼっこカフェ、高齢者につきまちは認知症カフェということを利用していただいております。

その両方を兼ね備えたものにつきましては、その必要性について、今後また、検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） ぜひ、検討いただきたいと思います。

ダブルケアについては、認知度が低いと思います。周囲の理解や支援につなげるためにも、広く周知することが必要ではないでしょうか。

考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 4番議員さんにお答えいたします。

ダブルケアという言葉、昔から、そのものはあったというふうには認識してございます。これは、この言葉については新しいもの、最近、私も聞いたところではございます。

これにつきまして、その広報、周知ということでは、その後の対応策ということもございます。それも含めまして、広報、周知につきましては、また、今後検討して進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 4番。

○4番（渡邊啓子） その後の対応策も含めて、ぜひとも慎重に検討していただければと思います。

これまでも、人知れず一人で抱え込んで苦労してきた方がいらっしゃると思います。ダブルケアを行っている方や今後、ダブルケア状態になるかもしれない方に、相談窓口や支援体制、ダブルケアの体験談などを紹介するハンドブックの作成なども視野に入れ、ご検討いただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、4番渡邊啓子君の一般質問を打ち切ります。

9番鈴木康広君より通告がありました「スマートICの必要性、現状と今後は」ほか1件の質問を許します。9番。

○9番（鈴木康広） 9番鈴木康広です。

議長の許可をいただきましたので、スマートインターの必要性、現状と今後は、ほか1件の質問を行います。

今日、午前中の一般質問のほうにもあったとおり、大玉村の将来を担う大きな一つのファクターであるスマートインターの必要性を伺う。国土交通省の準備段階調査の箇所づけに向けた状況等、設置後はどのような経済効果や人口動向を想定しているかについてを伺います。

まず初めに、今後も大玉村が発展するためには、スマートインターの必要性と将来の展望、これが非常に大事だと思います。これを伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 9番議員さんにお答えをいたします。

スマートインターチェンジの必要性を語る上で、まず、村の現状と課題について簡潔に申し上げたいと存じます。

本村は、午前中の質問にございましたように、長年の定住人口増加対策の取組によりまして、現在、人口増加率、あるいは年少人口比率、合計特殊出生率など、県内でも高い状況を維持しておりまして、活力ある自治体として高く評価を受けているところでございます。

また、一方で、農業を基幹産業とする本村におきましては、昭和40年代から県営圃場整備事業をはじめとした圃場整備事業が実施されまして、生産の近代化、合理化が図られてまいりました。

その効果と裏返しの中で、農業振興地域、これは農地を守るというものでございませけれども、それゆえに、これまで企業誘致の推進、こういったものによる産業構造の変化、転換、あるいは都市計画に基づくまちづくりに大きな進展を見ることはできませんでした。

大玉村の10年、20年先を展望するときに、村の自立と発展には、守るべき農地、守ってきた農地はきちんと守るべきものは守る。

一方で、開発すべき農地以外の利用を図るべき農地、こういったものを明確にしながら、都市計画マスタープランに描く地域将来像の実現、とりわけ、東北自動車道のスマートインターチェンジ、それから、接続いたします主要地本道、本宮土湯温泉線、国道4号、こういったネットワークを生かした工業集積、あるいは、地域振興等の新たな拠点づくりが、本村にとって極めて重要であるというふうを考えてございます。

このような観点から、本村ではこの一帯に工業集積拠点、さらに地域振興拠点、スマートインターチェンジから成る交流交通拠点、これらを集約して整備いたしまして、大玉ゲートウェイエリア、村の玄関口の顔として位置づけまして、スマートインターチェンジを中心としたまちづくりをエリア全体で一帯的に進めることによって、村全体の魅力を高めていく、これがスマートインターチェンジの大きな必要性であるとい

うふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（鈴木康広） ありがとうございます。

大玉の10年、20年を見据えた工業、もしくは、地域振興の拠点、これをつくるために、このスマートインターが必要だという展望等については、十分理解いたしました。

では、実際に、国土交通省の準備段階調査の箇所づけ、これが実際行わなければ、動かせないという状況になっています。

これに向けて、どのような組織が準備や調査、研究、申請や陳情などを行っているのかを伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 9番議員さんにお答えをいたします。

議員、ご質問のようにこのスマートインターチェンジの実現に向けては、国の準備段階調査に箇所づけされるというのが、第1の関門ということになります。

このスマートインターチェンジの箇所づけに向けた整備、検討につきましては、令和3年12月から令和5年5月までに、国・県、NEXCOに参画をいただきながら、それぞれの所から人員を派遣していただいて勉強会を7回実施をいたしまして、その必要性、あるいは、整備効果について磨き上げを行いました。

また、その後、昨年12月には、スマートインターチェンジの整備効果を最大限に発揮するために、周辺整備の方向性、あるいは、土地利用計画との整合性を検証する地域の将来像と一体となったスマートインターチェンジ計画の検討を行うことを目的といたしまして、仮称大玉スマートインターチェンジ計画検討会を新たに立ち上げまして、勉強会から一段上位職の職員の方々、関係者の皆さんにお集りをいただきまして、計画検討会を今年の5月までに計3回実施をいたしました。

これら、スマートインターチェンジの必要性資料をまとめてまいりました。

このたび、村では、今年度の準備段階調査の箇所づけの選定に向けまして、中央、それから、東北の関係機関に要望活動を展開したところでございます。

具体的に申し上げますと、まず、5月20日に国土交通省福島河川国道事務所、福島県土木部、NEXCO東日本福島管理事務所、それから、自民党県連、こういった箇所に要望を行いました。5月22日には、国土交通省東北地方整備局、NEXCO東日本東北支社に対して要望を行ってまいりました。さらに、5月29日には、国土交通省の本省、NEXCO東日本本社に対して要望を行ってまいりました。

これら要望、中央要望の際には、要望者であります村長をはじめといたしまして、根本匠衆議院議員、押山義則大玉村議会議長、佐藤政隆福島県議会議員にもご同行いただきました。

また、東北要望の際にも、押山議長、佐藤県議にご同行いただき、要望活動を行ってきたところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 9 番。

○9 番（鈴木康広） ありがとうございます。

最初は、勉強会、次は検討会という形で、内容について詳細に研究をして、内容をしっかり詰めて、今年の5月20日から29日の間に、県内各場所から最終的には本省、本社のほうに、今言った働き、懇談というか内容を伺いました。

これによって、その時期には、箇所づけがなって、次に進むと。私も強く期待をしておるところでございます。

では、国土交通省の箇所づけの決定時期と、その決定後の標準的なスケジュールを伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 9 番議員さんにお答えをいたします。

国による準備段階の調査の箇所づけにつきましては、例年、夏から秋口頃に公表されてございます。

この準備段階調査、箇所づけになりまして着手となりますと、スマートインターチェンジの位置構造、あるいは、整備費用、負担区分等の検討、調整を実施してまいります。

その結果によりまして、その次の段階へということになるわけですが、なお、この検討状況によりましては、事業化までの期間も変わるものというふうに承知しておりまして、現時点ではいつまでにとすることは、これは国等の関連もございまして。ここで明言できるものではないということで、ご承知をいただきたいと存じます。

本村といたしましては、この必要となります計画、検討、調整、これらを速やかに実施をすることで、早期に事業実施できますように努力を続けていきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 9 番。

○9 番（鈴木康広） ありがとうございます。

とにかく、相手があることなんです、今まで頑張ってきた経緯もあります。

あと、これが大玉村にとって必要だということについては、皆さん周知のとおりなので、少しずつ、一つ一つ進めることで結果につなげていくことを願っております。

では、この質問の最後の質問になります。

スマートインター設置に係る、大体でいいんですが、もしよければ地元が負担すべき費用など。または、設置後に想定される人口動向、その効果ですね。居住人口や交流人口、または、経済効果。

それは村内、または、近隣自治体、当然、そこに影響がありますので、それぞれの視点での効果を伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 9 番議員さんにお答えをいたします。

スマートインターチェンジの整備費用に係ります地方自治体の負担でございますけれども、基本的には料金徴収施設、いわゆるそのゲートから接続する道路までが地元の自治体負担ということになります。

ゲートも含めた本線までは、国による、その機構によりますけれども、NEXCOが実際に工事を行って、そのお金を国がどういうふうな形で負担をするということになりますが、基本的に自治体の負担は、そのような形になります。

設置後に想定される人口動向ということでございますけれども、これらについては、現在、人口ベースでというのは詳細には算出はしてございません。

しかしながら、スマートインターチェンジを中心とした、先ほど申し上げましたまちづくり、これらを行いまして、具体的には工業集積、あるいは、地域振興拠点を一体的に進めると。さらには、スマートインターチェンジと併せて、高速道路のバスストップ、これらも併せて整備することによりまして居住人口、あるいは、交流人口、これは確実に増すものというふうに考えているところでございます。

また、具体的な経済波及効果でございますけれども、これについても現時点、まだ箇所づけという以前の部分でございますので、数値化したものというものはございませんが、スマートインターチェンジのストック効果といたしまして、人口の維持、拡大に向けた利便性、それから企業立地、物流の効率化、観光振興、こういった点から本村のみならず、近隣市も含めた今後の地域発展、ひいては福島県の発展に大きく寄与するものというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（鈴木康広） ありがとうございます。

実際に、その効果等については、実施した上でしか、なかなか分からない部分もあるんですが、これは必ず大きな効果が期待できると私も考えています。

スマートインターは大玉だけではなく、本宮、二本松など、本宮については安達太良大橋の奥のほうに幾らでも、今後開発できる地がありますし、二本松については岳温泉という大きな観光地を控えていて、そこまでの大玉内の道路についても、幾らでも人を呼べられるようなものを造ることもできるのではないかと考えています。

箇所づけ後に、村民の多くの方のご理解と協力を得て、事業が速やかに進むことをお願いいたしまして、次の質問に移ります。

2つ目の質問です。

ヘルメット着用の努力義務に伴うヘルメット購入の補助の必要性はという観点で質問いたします。

令和5年4月1日から自転車の利用者のヘルメット着用が努力義務化されました。

子どもたちの命を守るという観点から、学校教育ではどのような指導を行っているか。また、今言ったヘルメットのことについて、県内の自治体での補助の有無や補助の検討、そういうのは、どのような状況になっているのか、大玉も含めて、今後のことを伺いたいと思っています。

1つ目が、道路交通法の一部改正によるヘルメットの着用の努力義務の内容について伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 9番議員さんにお答えいたします。

改正道路交通法が令和4年4月27日に公布されまして、令和5年4月1日より施行されているということでございます。

改正におきましては、第63条の11、第1項で、自転車の運転者は乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。さらに、同条第2項で、自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。また、同条第3項で、児童または幼児を保護する責任がある者は、児童または幼児が自転車を運転するとき、当該児童または幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないと、それぞれ規定され、運転する者や児童または幼児の保護者等への努力義務が課せられています。

以上のような内容でございます。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（鈴木康広） ありがとうございます。

努力義務という形で、もともとは子どもたちに対しては、保護者のほうが安全のためにヘルメットを着用させるようにという形があったんですが、今現在はそれが実際に、ヘルメットを自転車に乗る方、もしくは、乗らせる方については全て義務が発生する。

あと、この努力義務という内容についても、実は私、6月に免許の更新に行きまして、警察署のほうに行ったときに、この話が出ました。

努力義務というのはどういうことなのかと聞いたところ、警察としては、義務であると。ただ、刑罰等を課すわけではないということで、これは一般的に努力義務というふうな呼び方をしているが、基本的には警察としては指導対象であるという話をされました。

当然、すべきことですね。努力といっても、努力だからやらなくていいというわけではないという認識が必要なことを考えております。

続きまして、実際に、子どもたちの命を守るという観点、これが一番私は大切と思っております。村内の幼稚園、小学校、中学校では、ヘルメットの着用について、どのような指導を行っているのか伺います。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 9番議員さんにお答えいたします。

まず、幼稚園につきましては、園だより等を通しまして、保護者へ周知するとともに、子どもたちにも自転車の安全利用、ヘルメット着用について指導を行っております。

小学校及び中学校につきましては、交通安全教室にて警察官から指導をいただいております。また、学級活動でも直接指導を行っているとともに、生徒指導だより等を

通しまして、必ずヘルメットをかぶると明記し、子どもたち及び保護者への周知を図っております。

特に、中学校につきましては、自転車で通学する生徒には、ヘルメットの着用を許可の条件としておりまして、保護者の協力も得ながら、着用の徹底が図られておるところでございます。

以上です。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（鈴木康広） ありがとうございます。

実は、このヘルメットのことについては、ヘルメットを含めた安全指導については、今回の義務化以前から、幼稚園、小学校、中学校で十分に指導がなされているということには、実際には感じております。

今回、それが努力義務というものが報道等もあり、その上でなお、いま一度、学校でそういう内容について指導をしていただければ、最終的に大玉村内で万が一にも子どもたちが自転車を使ったところで事故等に遭い、ヘルメットをしていれば、傷害等が少なくて済んだのにとかということがあっては大変残念ですので、あらゆる機会を捉えて、こういうものは進めるべきかなと考えて、質問しているところでございます。

では、次に、県内、ヘルメットの購入の補助の検討ということを今回、私質問したいと思いますので、実際にそれを県内で実施している自治体はあるか。もしあれば、その内容を伺いたいと思います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 9番議員さんにお答えいたします。

現時点において、県内で自転車用のヘルメットの購入補助を実施している自治体は、広野町、新地町と、2自治体というふうに伺っております。

これにつきましては、補助要件を通学に限定せずに、誰もがということで補助しているようでございます。

また、自転車通学を設定した中学生を対象とした通学のための自転車用ヘルメット購入につきましては、本村でも実施しておりますが、ほかに、本宮市、田村市、矢祭町などの自治体において実施されているというふうに伺っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（鈴木康広） ありがとうございます。

意見というのが多いのか少ないのかというと、微妙ではあるんですが、ただ、それが努力義務化というのがなされてからは、そう期間がたっていないということを考えると、私としては検討してほしいなど。

特に、今回あった学校等に関するものについて、特に登校については、多くのところで、近隣自治体についても実施されているんですが、学校から離れた放課後とか、もしくは家に帰ってから友達のところに行く。というところについての指導はなされていても、そこについては、今のところはいくまで本人、もしくは、親という形の責

任内容になっているのかなと考えております。

今回の努力義務というものについては、もともとが保護者、特に子どもについては、保護者に責任があったものが、保護者に限定しない形になってきたと。要するに努力すべきというか、義務とされる人間が、範囲が広がったということは、その中に、教育を行う、要するに教育委員会、もしくは大玉村も子どもたちの安全のために、その責任を果たすことは十分必要であるし、大切ではないかというふうな観点で考えております。

子育て支援を重点施策とする村は、ヘルメット購入の補助を検討する必要があると考えているので、その考えを伺います。

○議長（押山義則） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（作田純一） 9番議員さんにお答えいたします。

購入補助につきましては、近隣の市町村、その動向を踏まえながら、今後検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 9番。

○9番（鈴木康広） ありがとうございます。

この購入補助について、今、住民福祉の観点のほうからの答弁があったんですが、私はどちらかというと、その子どもたちのものに絞った形であっても実施していけたらなという観点で考えておりました。

今回については、もともとの実は趣旨については、メインが住民福祉なのかな、という部分はあるんですが、ここも含めて今後も、要するにいろいろな機会を捉えて活動、もしくは、一般質問等を行っていきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

これで、質問を終わります。

○議長（押山義則） 以上で、9番鈴木康広君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午後2時35分といたします。

（午後2時19分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午後2時35分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 3番菅原貴子君より通告がありました「農業体験を活用した観光客誘致の推進を」ほか1件の質問を許します。3番。

○3番（菅原貴子） 3番菅原貴子です。

議長から許可をいただきましたので、さきに通告しておりました2件について、これより一般質問を行います。よろしく願いいたします。

初めに、農業体験を活用した観光客誘致の推進をの質問をいたします。

近年、消費者の志向は「コト消費」と言われており、観光面でも体験ツアーが好ま

れるようになってきています。

「コト消費」とは、すること、行くこと、見ることといった体験することにお金を使うこと。経済産業省の調査報告書では、旅行、習い事、芸術鑑賞などの機会やサービスを消費することとしています。

村内には、安達太良山や名倉山登山などの観光資源があります。基幹産業である農業を活用して、観光客を呼び込む取り組みを伺います。

1、第5次総合振興計画では、政策目標の1の、基本施策の3、観光の5、創生の主要施策2、観光資源の魅力化と推進体制の強化において、体験メニューの開発が主要事業の一つとされています。

その現状を伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

農業を基幹産業といたします本村におきましては、農作業でありましたりとか、収穫体験、そういった農業を中心とした体験メニューは大きな資源ではないかというふうに考えておるところでございます。

体験メニューの開発という点の現状でございますけれども、現在、福島市を中心といたします連携中枢都市圏におけますふくしま田園観光圏におきまして、教育旅行誘致に主眼を置きました農作業、あるいは収穫体験、そういった本村の体験メニューの検討を行っているところでございます。

また、令和5年度から観光振興を主な目的とした地域おこし協力隊員も着任しております。この隊員には、新たな視点からの観光資源の発掘も期待しているところでございます。

こういったことも含めまして、体験メニューの開発につきましては関係機関、あるいは、農業者の方々とも連携、協力を図りながら、本村の魅力を発信できる体験メニューの開発、構築を進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） ありがとうございます。

村内でも散発的に、田植体験、サツマイモ植付け、果物狩り体験などいろいろ行われていると思います。しかしながら散発的でありますので、これらの農業体験を組織化し、観光資源として活用してはと思います。

観光客の増加や体験者がリピーターとなって関係人口を増やす上からも、農業体験情報を一元的に管理し、情報発信していくことは考えているのでしょうか。

また、ホームページ等への掲載などもお尋ねいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 3番議員さんにお答えをいたします。

議員ご指摘のように、現在、村内におきまして、村づくり株式会社や関連する団体等によりまして、田植の体験でありましたり、直売所周辺で野菜収穫体験等々が実施

されてございます。

これらについては、ご指摘のように、農業に親んでもらうことを目的といたしまして、散発的に行われている事業でありまして、現状ではこの体験情報の一元的な情報の発信、あるいは管理等はなされていない現状にございます。

観光客の増加、あるいは、関係人口、こういったものを増やしていくためには、本村の特色を生かした体験ツアーの提供なども極めて重要であるというふうに考えているところでありまして、今後の取り組みといたしましては、行政と農業振興公社、村づくり株式会社、また、農業者の方々等々と、ふるさと納税の返礼、こういったものも含め、観光とどう結びつけていくか、農業体験等の内容、それから、議員からお話もございましたホームページへの掲載、そういった手法、あるいは、連携の方法、そういったものも含めて検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 心強いお答えをいただきました。

これから、スマートインターなども出来上がり、多くの方々が観光にいらっしゃると思います。その際に、この観点で一つでもまとまっていれば、旅行に来た方たちがとても喜んで帰られると思いますので、ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

次の質問に移ります。

自治体DXの取組の推進を。

令和2年12月に、国はデジタル社会の実現に向けた改革の基本方針を閣議決定し、その基本方針の中で、自治体はデジタル技術等を活用して住民生活の利便性を向上させるとともに、業務の効率化を図り、人的資源を行政サービスのさらなる向上につなげていくことが求められるとしています。

基本方針を受けて策定された自治体DX推進計画では、令和2年度末までに推進体制の構築及び令和7年度までに継続した人材確保、育成等を行うものとされています。

これらの取り組みの現状を伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 3番議員さんにお答えをいたします。

ご質問の自治体DXにおける推進体制の構築につきましては、本村におきまして、政策推進課情報広報係が担当しているところでございます。

また、人材確保や育成につきましては、以前の一般質問でもご答弁申し上げましたとおり、小さな自治体ほど財源の問題もありまして、専門人材の確保は難しい状況でございますことから、引き続き、外部委託や内部人材の育成で対応してまいりたいというふうに考えております。

また、庁内にDXやAIの活用をどういうふうに図るかの研修を兼ねまして、若手職員によりますプロジェクトチームを立ち上げておりますので、庁内での体制を充実させてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） 進められているということで、安心いたしました。

ただ、一つだけ質問させていただきたいのは、財政が厳しいからなかなか難しいというようなお話だったんですが、これは国としての政策なので、それなりの支援はしていただけているものと思っています。

ですから、なるべくそういうものを利用して、令和7年というのはもうすぐですので、なるべく早急に対応していただきたいと思います。

次に、令和3年度から現在までにデジタル化された事務数とその利用状況を伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 3 番議員さんにお答えをいたします。

ご質問の事務数につきましては、16 事務となっております。

ただし、今、お話のあったこの59 事務のうち都道府県でありましたり、他団体の事務などがございます。そのほか、市町村は、対象外というふうな事務もございますので、いずれも市町村が関係しない事務も多々あるということは、ご理解を賜ればと思います。

この市町村の対象事務のうちオンライン化が進んでいない事務につきましても、ご本人との面談でありましたり、別途提出書類があるなど、やむを得ずオンライン化できない事務も中にはございます。

今後につきましては、他自治体の事例であったり、費用対効果を十分勘案しながら、それぞれの担当部署と協議を進め、検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3 番。

○3 番（菅原貴子） なかなか大変だということは、存じ上げているのですが、少しずつでも進めていただきたいと思います。

次に、自治体DX 推進計画に記載された事務以外にも、デジタル化を図ることにより、業務の効率化やペーパーレスにつながるものがあると考えています。

取組を伺います。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 3 番議員さんにお答えをいたします。

今年度、AI を活用しましたデマンドタクシーの予約配車システムの導入を計画しておりまして、本事業につきましてはデジタル化等によります業務の効率化につながるものと考えております。

また、先ほどお答え申し上げましたとおり、同じく今年度より業務効率化や住民サービスの向上などを目的とした自治体DX に係るプロジェクトチームを設置をしたところでございます。

メンバーにつきましては、庁内の若手職員8 名で構成をさせていただき、事務局を

政策推進課情報広報係で担っております。

現在、福島県が実施しますICTアドバイザー市町村派遣事業の事業採択を進めておりました、先ほどのプロジェクトチームで業務効率化や住民サービスの向上のために、どのようにDXを推進していくかについて、アドバイザーの支援により調査、研究をしていく予定としております。

なお、ご質問にありました行政手続等に係るオンライン化を行った事務のうち児童手当に関する事務と国の主導により行われました源泉徴収票作成提出事務、この2つの事務につきましては、実質ペーパーレス化が図られているところでございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 3番。

○3番（菅原貴子） 県内の自治体では、公用車の運行管理やZoomを利用した会議の実施が図られています。

保育所での家庭と保育士の連絡などデジタル化を積極的に進めていくことで、業務が楽になるのではないかと思います。

高齢者への対応するべき課題もありますが、業務の効率化やペーパーレス化など、社会的な課題解決につながるものでありますので、スピード感のある対応をお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、3番菅原貴子君の一般質問を打ち切ります。

2番渡邊初治君より通告がありました「大玉村堆肥センターの運営について問う」の質問を許します。2番。

○2番（渡邊初治） 2番渡邊初治です。

議長の許可を得ましたので、これより1件の質問を行います。

1つ、大玉村堆肥センターの運営についてお伺いをいたします。

大玉村の堆肥センターの目的は、有機堆肥による地力増強と高付加価値農作物の生産、環境公害の解消等の拠点として、効率的な運営を行うとともに、機能の充実を図るとされております。

令和4年度の執行成果を見せていただきましたが、減少傾向にあるというふうにお伺いしました。

そこで、(1)としまして、現在、堆肥センターに搬入している畜産農家の戸数と搬入量について、過去5年間、ちょっと長いかと思いますが、これについてお伺いをいたします。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 2番議員さんにお答えいたします。

搬入農家の戸数と搬入量について、年度別にお答えいたします。

令和元年度から令和5年度まで。

まず、令和元年度ですが、農家戸数が7戸。搬入量が2,353でした。立米です。令和2年度、戸数が8戸、2,386。令和3年度、こちらも8戸、2,258立米。

令和4年度、7戸、2,193立米。令和5年度、7戸、2,077立米。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ありがとうございます。

先ほど、4年、5年の数字で減少傾向ということでございますが、元年、2年は横ばいと、若干増えたというような状況であったわけですが、そこで、(2)としまして、畜産農家が減少傾向にあるというふうに感じております。聞いたところでは、酪農家が昨年に1戸、今年の5月で1戸が廃業されたというふう聞いたところでございますので、確実に確認したわけではございませんが、こういうことで、今後の原材料の搬入をどのように、担当の村と運営している堆肥センターでそれぞれ検討しているかと思っておりますが、お伺いしたいと思っております。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 2番議員さんにお答えをいたします。

畜産農家全てが堆肥センターにふん尿を搬入しているわけではございませんので、廃業が即ということではありませんが、昨年、堆肥センターへ原材料になる家畜ふん尿を搬入されていた比較的規模の大きな畜産農家の方が廃業されました。これは、かなり影響が大きゅうございまして、この際には原材料の供給不足、これらが懸念されたところでもございます。

村といたしましては、指定管理者であります農業振興公社と協議をいたしまして、今まで堆肥センターを利用していなかった畜産農家の方、これらに対しまして、原材料搬入の呼びかけを行いまして、現在では新たな搬入農家、搬入していただけるというふうなことも出てきたところでございます。

したがいまして、全く穴が開いたということではなくて、ある程度のリカバリーはできているというふうなところでございます。

また、昨年、将来の畜産農業経営、あるいは、堆肥センター利用についての意向調査、これらも畜産農家の方に農業振興公社のほうで調査を行ったところでございます。

こういった内容も踏まえながら、このふん尿搬入利用について呼びかけを行う、そういったことも通じて、販売量に応じた生産がきちんとできるような原材料の確保を図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ありがとうございます。

畜産農家の繁殖から酪農、いろいろあると思っておりますが、全て搬入しているわけではないということで、今、意向調査の結果も答弁いただきましたが、そこで、将来とも大丈夫かなというふうに認識しておりますが、(3)としまして、大玉村は特別栽培米として生産される水稻栽培、また、有機栽培として畑作にも活用されているところでございますが、堆肥の生産量と販売量の推移について、(2)で部長より答弁がありました、これらについてお伺いしたいと思っております。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 2番議員さんにお答えいたします。

堆肥の生産量と販売量の推移についてでございますが、生産量に関しましては、やや減少傾向にございまして、ここ令和元年から令和5年比で、令和元年度を基準とすると令和5年度は78%になりました。

また、販売量に関しましても同様でございまして、近年はやや減少傾向にございまして、令和元年度比で77%という結果でございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ありがとうございます。

若干、令和元年からすれば、大分というか下がったと思われませんが、大玉村のこの農地を守りながら、基幹産業である農産物を生産していく上で、やはり堆肥センターは重要な位置づけになると思います。

そこで、4番としまして、受入れ原材料の確保のためにも畜産農家の支援を、これ以上減らさないために必要だと考えておりますが、その支援体制について、どのように考えているか、お伺いします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 2番議員さんにお答えをいたします。

畜産農家に対する支援策につきましては、村独自の補助事業ということで、優良な家畜導入、あるいは、村内一貫生産の推進、こういったもの、以前から継続して行っていることに加えまして、近年の資材、飼料の高騰に対しましては、地方創生交付金を活用した支援金について複数回、交付等を行ったところでございます。

また、畜産団体連絡協議会と定期的な懇談会も開催しておりまして、こういったところで畜産農家からのご要望をお聞きしながら、その目的、あるいは、趣旨等も踏まえながら、支援策について検討をしてみたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ありがとうございます。

いろいろ助成なり、要望を聞いているということでございます。

これからも村の財政は大変だと思いますが、畜産農家継続のために、十分なる助成をお願いしたいと思います。

世界的には、分かると思いますが、ヨーロッパ、アメリカ、オーストラリアは、農業に対しての助成が相当あるわけです。日本は、逆に大企業に対しての助成が毎日の新聞のようにされているということで、そのように私個人としては考えておりますので、大玉村だけ特出にやるわけにはいかないと思いますが、とにかく、国に対しても、県に対しても、日本の基幹産業の農業をこれ以上、自給率の低下にならないようお願いしたいというふうに思います。

最後でございますが、堆肥センター、本当に修理しながら使っていると思いますが、

施設の老朽化が懸念されると思います。

昨年は、東和町のほうの施設を見てきたところでございますが、大玉村の堆肥センターの施設の維持について、どのように考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 2番議員さんにお答えをいたします。

堆肥センター施設につきましては、この堆肥の発酵等、あるいは、攪拌機等々の施設、さらには各種の作業用車両、こういったものについても老朽化が大分進んでおりまして、修理代についてもかさんでいるような現状でございます。

一方で、現在、国においては、将来に向けたこの有機農業というものに対する取組、この一環として国内の肥料資源の利用拡大を推進しているところでありまして、これらに対する支援策等も設けられているところでございます。

こういったものをしっかりと精査しながら、堆肥センターの機材、あるいは、施設等の整備、これらの補助事業についてしっかりと精査をしながら計画的な施設、機械等の維持更新につなげられるように、運営協議会等などでも協議をしながら、検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（押山義則） 2番。

○2番（渡邊初治） ありがとうございます。

本当に、国のほうも、このような有機農業がこれから消費者にも喜ばれる農産物の生産のためにも、国ももっと農業に力を入れてほしいというふうに考えております。

今回、補正予算のほうにも、マニアスプレッダーのほうも国の補助が得られるというふうに提案されておりますが、本当に動かなくなる前に、十分なる手当てをお願いしまして、一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（押山義則） 以上で、2番渡邊初治君の一般質問を打ち切ります。

5番齋藤信一君より通告がありました「里山の将来を考える」ほか2件の質問を許します。5番。

○5番（齋藤信一） 5番齋藤信一です。

議長の許可を得ましたので、さきに通告した3件の一般質問を始めさせていただきます。

里山の将来を考えるということで、大玉村は、全体の面積の約6割を山林が占めております。初夏の新緑、秋の紅葉、冬の雪景色など四季折々の美しい風景が楽しめます。また、多様な植物や動物が生息しており、自然観察や山菜取り、アウトドアなど、様々な需要を秘めております。

東日本大震災における原発事故の影響もあり、里山の管理が行き届かず、荒廃や生態系の劣化が進んでいると考えます。将来を見据えた里山再生の計画が必要なのではないかと考えて質問いたします。

震災前、福島県はシイタケの原木供給で全国一を誇っていました。出荷再開の見通しを伺います。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

原木出荷再開の見通しということでございますが、現在、福島県産のキノコ原木の出荷再開の見通しは立ってございません。

以上でございます。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） 見通しが立っていないということで、ますます手入れのほうがされなくなってくるのかなと考えます。

広葉樹の巨木化が、私、素人が見ても進んでいるのかなと。このまま放置していけば、どんな影響が考えられるかをお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

一般的に、森林に適切な手入れがされないという状況が続きますと、樹木が高齢化してまいりますと、樹勢が弱くなる。こういうふうになりますと、病虫害被害が蔓延する。あるいは、土砂の流出等も懸念されるというような状況となります。

また、広葉樹等につきましては、巨木化が進むということになりますと、例えば、農地に隣接するような場所においては日照不足でありましたり、道路際においては視界不良、あるいは支障木と、そういったことも懸念される。こういうことが考えられるところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

巨木化はいろいろ弊害になると思います。実際、私も山のほうをちょっと歩いたりして、風が吹きまして倒れてしまうような木、かなり村内でも増えているのかな、板倉の上のほうの辺りは、さっと見ただけでも10本ぐらいはそういう木が、伐採の影響もあるのかもしれないですけども、見られました。

そして、災害、大雨が降ったときに、巨木化が進行して、根っこから切れてしまったとか。そして、道路を塞いだり、悪いことがたくさん発生しております。

そして、巨木化によって里山の景観が変わって、地面に光が届かなくなる。さっき、農作物に光が届かなくなるなんていう話もありましたけれども、豊富な草花とかのそういう生態系もそれによって悪くなってくるのかなと考えられます。

やっぱり山菜取りなど、そういうアウトドアとかを考えれば、観光資源としての価値もがたんと下がってくるのかなと考えますが、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

巨木化等の影響による景観等への影響というふうなことでございますけれども、当然、そういった自然系体系からかけ離れたような、そういった状況が続けば、景観、ひいては観光等への影響も避けられないものかなというふうにご考えてございます。

現在、県におきましては、この広葉樹林、森林におけるモニタリング調査を実施しておりまして、広葉樹林の再生に向けた取り組みを行っているところでございます。

村といたしましても、現在も行っております広葉樹林の再生事業、この事業を活用いたしまして、森林整備に手を入れているところでございまして、将来に向けた森林の活用にも備える取り組みを実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

将来に向けての森林活用に向けて、森林再生、広葉樹の再生事業などそういうので進めているということなんですけれども、冒頭に言いましたシイタケ原木というのは、一切そういう再出荷とかというのは、話し合っていない状況なんではないでしょうか。

再度お伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

この広葉樹林の再生事業といいますのは、まず山、現在の広葉樹林を伐採しまして、必要な作業道も確保いたします。

その後、放射線セシウム濃度を継続的に調査をいたしまして、最終的に、萌芽更新によってもたらされる原木出荷再開に向けた取り組みということで、これは県内各地で行われているところでありまして、本村におきましても、こういった広葉樹林の再生に向けた取り組みを行っているところでございます。

村内におきましては、原発事故以前におきましても、原木出荷という業としての部分というのは比較的少なかったところでございまして、今後、こういった事業を通じながら、将来に向けたそういった事業への取り組み、そういったことも事業者ともきちんと情報共有をしてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

今後、そういう生産者のほうとも協議していくということで。

ちなみに、そのモニタリングの数値なんていうのは分かるのであれば、お聞かせいただければ。

○議長（押山義則） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 5 番議員さんにお答えいたします。

モニタリング調査につきましては、去年のデータでございまして、県のほうで行っており、どこで行ったかとは報告はなかったんですけれども、村内で行っている広葉樹林再生事業の箇所、板倉山、又兵衛山と吉丸山の数か所で測定した結果、大体その放射線量としましては100ベクレルから130ベクレルといったところでございます。

以上です。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

広葉樹林、巨木化が進みまして、様々ないいことじゃないことが発生すると思われ
ます。

大玉村は水がすごく豊富ですが、水源だったり、その土壌ですか、恵まれた、肥沃
な土壌とかにも影響を与えてくるのかなと。

そして、シイタケの原木などとして出荷するのも、まだ、大分先のことになるだろ
うということで、（2）なんですけれども、現在、燃料高騰や様々な理由からまきス
トープの需要が増えてきております。また、農家においても、冬場のハウス栽培とか
でまきの需要が増加しております。

さっき、業者のほうに作業道の整備など、いろいろお話がありましたけれども、み
んながみんな、業者に頼んでいたんであれば、予算も大変ですし、手に負えないのか
など。さっき、同僚議員からも、その自助共助の話がありましたけれども、やっぱり
いろんな人たちが森林、里山というものをしっかり捉えて、行動に移すことが大切
のかななんて考えます。

今、世の中、脱炭素やカーボンニュートラルなどが騒がれる時代に、本村の広葉樹
を使ったまきの生産や消費を支援するような仕組みはつくれないでしょうか。

それは、つくれないか、考えられないか、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

昨今の燃料高騰以前から、まきストーブの需要というのは一定のものがございま
して、村におきまして、まきストーブ購入に対する補助制度等も設けておりまして、
年間5件から7件程度利用があるところでございます。

これらのまきストーブ、あるいは、農業用のボイラー等に対するまき、こういった
需要が増加傾向にあることについては、承知をしております。

一方、本村の広葉樹を活用しましたまきの生産、あるいは、商標を支援するという
仕組みづくりにつきましては、現在の需給動向がどういうふうなことになっているか
という把握、さらには、安定的な生産、あるいは流通体制、こういったものが必要で
ございます。

また、現在、行っております広葉樹林、あるいは森林再生事業につきましては、業
者がある森林をただ廃棄してしまうだけではなくて、きちんと出荷をして、その対価
を土地の所有者に還元するというふうな仕組みの中で行っているところでございま
す。

こういった仕組みでありますので、今後、議員のご提案がありました、そういった
まきの提供、それから支援、そういったものについては、しっかりと関係事業者を含
めて、調査、研究をしてまいりたいというふうにご考えているところでございま
す。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

ちなみに、例えば、福島県内の只見町では、福島県森林環境税を活用いたしまして、まきステーションを開所いたしました。民間と共同だったと思うんですけども。

例えば、そういう場所をつくって、そして一般の人でも切ったまきじゃなくて、その原木ですか、原木をそこに持ち込んで、何らかのお金だったり、何かを得られるような、そういうシステム、今、部長おっしゃったみたいに、しっかりとその需要調査とか、そういうのをしなくちゃならないと思うんですけども、その森林環境税というのを有効に活用する、そして、みんながそういうことに注目できるというのでは有効なのかななんて、私は考えております。

あと、逆に消費者に対して、まきストーブを購入した人に何万円かの補助を出すというだけじゃなくて、例えば、環境省が推進するエコ・アクション・ポイントプログラムなどを活用して、そのまきの購入実績に合わせて、そういった国のほうで推進しているポイントを付与するような仕組み、そういうものを考えていけないのか、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

消費者の目のほうから見たこの制度等についてでございますけれども、先ほど申し上げました大玉村の森林については、この震災、原発事故以前からまき等々で出荷をされるというのが、極めて少なかったというふうな現状もございます。

したがって、こういったところ、しっかりとした調査をしながら、実施に向けた検討を進めていきたいというところでございます。

また、環境省関係のこれらの事業につきましても、議員からご提案がございました。しっかりと調査、研究をさせていただきたいと存じます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

しっかりと調査、研究していただき、いいものになっていけばなと思っております。

（3）なんですけれども、いずれは自分たちの生活に深く関わってくる里山保全の大切さを村内の子どもたちにどういうふうに伝えていくのか、どういう考えがあるか、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

現状として、今現在、小学校では3年生や4年生の森林学習において森林環境の学習、そして、5年生では自然体験教室、あるいは、社会科の学習において、森林の果たす役割について学習をしているところです。

また、中学校でもSDGsに関連をして、3年生の総合的な学習の時間で、実際に落ち葉を活用した堆肥づくりの体験を行うなど、環境を考えた学習活動を行っているところです。

里山保全という言葉に特化したということではありませんけれども、森林が持っている役割やその重要性、さらには、環境問題を意識した活動への取り組みの必要性など、美しい自然や景観を守りつつ、一方では地域資源を持続的かつ有効に活用していくということの大切さを伝え続けていかなければならないというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

広葉樹林の巨木化は様々な問題を引き起こす可能性があります。適切な管理と対策を講じることで、これらの問題を軽減することができます。大玉村やその周辺の里山では、地域住民と協力しながら持続可能な森林管理を実現することが求められています。

間伐や木々の若返りの取り組みを通じて、健康で多様性に富んだ里山を維持し、次の世代に地域の魅力を保ち続けることが重要だと私は考えております。

次の質問に移らせていただきます。

創業支援について。

近年の個人創業は、技術の進化や資金調達の多様化により、以前よりもはるかに容易になっております。事業形態も様々で、個人が自分のライフスタイルや価値観に合った働き方を追求できる時代が到来したのだと考えております。

そこで質問します。

本村では、新規創業、商工業者が増えることについてどう考えますか。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

地域社会における課題が多様性を増す中におきまして、新規創業は個人のライフスタイルや価値観に見合った柔軟な働き方、人口減少などの地域が抱える課題を軽減、解消するためのデジタル技術の活用や持続可能な社会を目指すクリーンエネルギーへの対応など、事業承継を含めた課題解決型の起業、創業の重要性は極めて高くなっているというふうに承知をしてございます。

これにつきましては本村におきましても、新規創業を含めた起業の果たす役割はますます大きくなるものというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。

今後、その新規創業、起業の役割というものがますます重要になってくるという話ですが、本村の創業支援事業とその内容、そして、その実績のほうをお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5 番議員さんにお答えをいたします。

本村におきましては、創業支援等の事業計画に基づきまして商工会と連携し、創業希望者に対する事業計画書の策定支援、あるいは政府系金融機関における融資制度、こういった各種相談の窓口を設けているところでございます。

また、本宮市商工会、大玉村商工会において、共同で実施をいたします創業塾、これにつきましては計画における特定支援等の事業に位置づけておりまして、創業塾の全こまを受講し、証明書の交付を受けた者については、会社設立時の登録免許税の軽減措置、あるいは、創業関連保証の特例など、支援を受けることが可能となっております。

なお、令和5年度におきます相談支援の窓口の実績は3件、創業塾の全こま受講者は1名となっております。このうち、創業済みが1名、令和6年度以降の創業予定が1名というふうになってございます。

また、本村におきましては、空き店舗等を活用した場合の創業について、1年間、月最大3万円の家賃補助を実施しているところでございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

様々な補助、支援のほうを行っているということなのですが、今も出てきました、次のに移っていくんですけども、創業塾、私も利用させていただいたことがあるんですが、大玉村の方々と本宮市からの方々と、一緒に学んで、事業計画、経営計画などを立てたり、勉強したりして、そして、その先に、創業される方もいるし、しない方もいるという塾でした。

その先に、次の質問にも入っているんですが、大玉村であれば、県の補助だったり、家賃3万円の1年ですか、さっきおっしゃっていた2分の1かな。あと日本政策金融公庫の融資が受けられる。それは本宮市も変わらずにあるんですが、同じ塾を受けて、本宮市のほうには、空き店舗、創業者などに活用される最大250万円で2分の1支給という補助をやっております。

本村でというか、同じ塾を、同じ釜の飯を食った仲で、何でそういう違いがあるのかなという話なんですけれども、そこは同じくすればいいというわけじゃないんですが、その辺のことを把握しておられるのか。そして、それに対して、今後どういうふうというか、拡充する考えはあるかお伺いいたします。

○議長（押山義則） 産業建設部長。

○産業建設部長（菅野昭裕） 5番議員さんにお答えをいたします。

今ほど議員からお話ございました本宮市の創業者に対する空き店舗活用の支援事業、これらにつきましては、主に、空き店舗等を活用して、改修、創業した者に対するという支援を優遇して大きくしているところでございます。

一方におきまして、先ほどご説明申し上げました本村においての空き店舗活用した場合の創業について、一定の助成を行っているところでございますけれども、本宮市、そもそもが商業が主力のまちでございます。

本村におきましては、この空き店舗自体の数が少ないということもございまして、なかなか新規創業につながりにくいような状況であることとございまして、

今後、本村におきましても、先ほど申し上げましたように、人口減少、あるいは、働き方の変化も進んでいくということが想定されます。

今ほどお話がございました、国・県の創業支援の動向等注視しながら、ほかと並べばいいということではありませんが、村の商工会、特に若い方々、商工会の青年部の方々、こういった方々としっかりと情報共有、あるいは、議論、連携を図りながら、支援策の強化、これについて検討を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（押山義則） 5 番。

○5 番（斎藤信一） ありがとうございます。心強いお言葉ありがとうございます。

創業者、新規創業される方で、いろんなデータがあると思うんです。私が調べたものだと、20代では20%ぐらいの人が、創業したいと考えているそうです。そして、それが30代になって15%、40代になって10%、50代になれば5%と、年々、やっぱりチャレンジ精神だったり、そういう、やっぱり怖いもの知らずと言っちゃえばそれまでかもしれないのですけれども、そういう思いがあって、どんどん守りに入ってくるというんですか、だからそういう30代、40代のみなぎっているような人たちを、やっぱり、地域が率先して、行政が旗を振って、掘り起こしてくれるような体系が本当に必要なんじゃないのかなと考えております。

そして、今日の一般質問でも、新しく来られた方だったり、人口の増加だったり、子どもの年齢の話だったり、たくさんそういう明るい話が出ました。

本当に、元からの農家じゃない方々が、この大玉村にどんどん入ってこられています。とてもありがたいことです。

そういう方々、さっき本宮市は商業地が多かったというお話ももらいましたけれども、本村でも、農業にやっぱり縁もゆかりもないなんて言うところちょっと怒られちゃうかもしれないのですけれども、そういう方々がたくさん入ってこられていて、そういう人たちの中にはやっぱり、会社勤めはしているけれども、キッチンカーを買って自分の、それこそ冒頭でも言いましたけれども、時間、勤務体系の多様性ということで、そういう自分の時間が許されるときに、そういう営業活動をしたいななんていう人だっておられますし、あとは、子育てが一段落したお母さん、昔は東京で美容師をやっていたんだよねという方が、自宅のほうを改装されて床屋にされるんだと。いろんなビジネスのチャンスは出てくると思うんです。そういう人たちはやっぱり思っているけれども、どうするかな、どうするかなとなると思うんです。そういう人たちを広く掘り起こせるような仕組み、これはやっぱり、私たち若いんだからあれなんですけれども、できるだけことはさせてもらっていますけれども、限界もありますし、やっぱり、そこで行政でも旗を振ってもらって、ここに集まれみたいな感じでやってくれば、もっと柔軟にいろんな人が集まってくれるのかな。そして、その人が集まってくれも、その人が選択するプランがないというのも、やっぱり問題なのかなと。

だから、既存である支援策、たくさんあるとは思うんですけれども、だけれども、やっぱり、その穴を埋めるような何百万じゃなくていいと思うんです。

私も商工会青年部のほうに入って、何回か受けさせてもらった国でやっている小規模事業者持続化補助金という、マックス50万円の補助金なんですけれども、すごく使い勝手がいいんです。私みたいな一人親方、当時、だった人間に対して、100万円使えと言われても、なかなか使えないんです。それを20万円とか30万円で、例えばショールームのトイレが古いトイレだから、それを改造することによって、来客が増えるんじゃないか、今のは漠然としていますけれども、そういう事業計画をきちんと書いて、そして、補助を受けるわけなんですけれども、でもそういう少ない金額の補助、使い勝手のいいというか、そして、当然、さっきも言った県とかの補助金とか、国の補助金だと、公募の時期がもう限定されていて、使いたいときに使えない。だから、それをやっぱり村が補完することによって、通年、相談さえすれば、しっかりした計画をつくっていければ、1年を通して、使いたいときに使えるというのは、すごいメリットなのかなど。金額もそんなに大きくなくていいし。

そして、その新規創業される方が、しっかりと勉強、経営計画を立てるということにもなると思うので、だからそうすると新規創業される方の中には、やっぱり経営の仕方が分からないとか、いろんな不安があるわけです。

そういう人間をしっかりキャッチできるような仕組みみたいなのをつくっていただきたく考えております。

村長、何かお話、お伺いします。

○議長（押山義則） 村長。

○村長（押山利一） 5番議員さんにお答えいたします。

私もかねてより感じておりました、創業、起業、それから、夢を持って転入する移住者、転入者は非常に多いです。

ただ、それは、生活上の転入ですので、村に入って何かをしたい、農業をしたいとか、創業したい、起業したいという移住者が本当に少ない。ほとんどいないと言ってもいい状態。何が原因なのかということも、前々から考えておりました。

その辺の移住、それから創業、起業の少なさというのは、ちょっとやっぱり大玉村の弱点だというふうに前から考えておりましたので、今、そういう提言をいただきましたので、村の行政で職員がこういうメニューと考えるよりも、実際、商工会には、経営指導員もおりますし、それからあと青年部、今度増強されて、人も増えるようですが、そういう方たちとそれから村の担当者と関係者が集まって、どういうプランができるかというメニューを一緒になって考えたり、そういう形で提言をいただいて、通年、大玉の場合には、ほとんどが1年間を通して補助金申請ができると、何月何日まで申請しないと出ませんよなんていうのはほとんどありませんので、村がやるものについては、通年申請補助ができますので、その辺も含めて、ぜひ、議会の中の話で終わらないように、青年部の副部長でもありますので、しっかりと今話を形にすべく、進んでいただければ、それを受けて村として、それをプランとして実現化するか

ということは、しっかり前向きに検討してまいりたいというふうに考えていますので、ぜひ、今言ったような形で、まずは、この言ったメニュー化プランをつくっていただくということから始めていただければと思いますので、それについてはよろしく願いしたいと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

さっきも言いましたけれども、やっぱり大玉村が事業者に支援を行う最大のメリットは、事業者が求めるタイミングでタイムリーな支援ができるという点だと思っています。

国や県の補助制度は、公募期間が決まっており、タイミングが合わなければ、活用できません。しかし、村の予算の範囲内であれば、商工会などと協力し、通年、年度内、随時募集も可能となります。

そして、この試みは、例えば、今、新規創業とだけ言いましたけれども、第2創業、要は事業承継ですか、商店を運営していました、自分の父は。そして、自分がそこを跡を継いで、全く別な事業を展開する、そういうことにもやっぱり使えますし、そして、既存事業者に新しい新事業チャレンジだったり、そういうものも枝分かれしていくのかな、なんて考えております。

今後、いいものになってくれることを願います。

あと次に、3番目の質問になります。

子どもたちの環境はということで、質問させていただきます。

(1) 登下校時、荷物が重過ぎると、学生の姿勢や背中に負担がかかる可能性があります。これは、姿勢の悪化や腰痛など、慢性的な問題の原因につながると考えます。荷物の重さを軽減するための調査研究はなされてきたのか。

また、その内容を伺います。

ちなみに、私の娘の荷物を全部フル積載のときに、弁当とか水筒とかも、測らせてもらいましたら、15キロ超えていました。自転車で通っております。体重は30キロ弱です。その辺も踏まえて、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 5番議員さんにお答えいたします。

議員さんご指摘のとおり、授業で用いる教科書やその他教材などが加重になることで、身体な健やかな発達に影響が生じかねないこと等が懸念されます。

こうしたことから、小中学校では、児童生徒の発達段階や学習上の必要性、通学上の負担等を考慮しまして、日常的に学校に置いて持ち帰らなくてもよい教科書や教材などを定め、荷物の軽減化に対する配慮を行っているところでございます。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） それは、中学校でも行われているという認識でよろしいですか。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 5番議員さんにお答えいたします。

学校のほう、確認いたしました。同様にそういう対応が行われているということで、確認をしております。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） 昨年、そういう相談をしたところ、「それは、ちょっと私の判断ではできないから」と、職員室に来て、「私の机の脇に置いておきなさい」と指示をもらいました。

今、おっしゃったその置き勉、要は置き勉ですよ、置き勉をしてもいいということ、みんなポピュラーにそれを分かっているという認識でよろしいんですか、全生徒が。

○議長（押山義則） 教育総務課長。

○教育総務課長（橋本哲夫） 5番議員さんにお答えいたします。

学校のほうで確認させていただいた段階では、教育委員会のほうでは、そのように把握をしております。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

それでは、置き勉、それは学校でそういうふうに言っているということで確認したということですね。了解しました。

教科書の選定云々の話なんですけれども、私たちの頃、教科書上と下とかあったと思います。

それが、教科書はそれぞれの教育関係の方々が選ばれると思うんですけれども、今、上と下が一緒になっている教科書を使っているみたいなんですけれども、そういうのは荷物の重さとかも考えずに、そういうのを選ぶのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

学校で使用する教科用図書の選定につきましては、今まさに、それを準備をしているところではありますけれども、一番は何よりその教科書の内容が子どもたちの発達にとってよりよいもの、それを先生方や関係の皆さんが、実際に現物を見ながら検討をして資料をつくり、最終的に、今現在は伊達、川俣、安達の各市町村が共同でその検討を行って、最終的にその検討結果を基にして、それぞれの市町村の教育委員会が決定をするということで進めているところです。

今、議員さんがおっしゃったように負担軽減のために薄い教科書を選ぶというようなことは、ちょっとそれは次、二の次、三の次ぐらいの段階のことかなと。何よりも、内容が使いやすい教科書を選ぶということを優先させていただいております。

その結果、教科書会社によって分冊にしている教科書会社、それから合本にしている教科書会社、それぞれございますので、それらについては、たまたま、これが一番

よかれということで選んだ教科書が合本だったということは、当然あり得ることだと思いますので、ご了解いただければと思います。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

確かにそうですね。薄いから、それを選ぶというのはあり得ないのかもしれませんが。

ただ、やっぱり、登下校時、さっきも言いましたけれども、15キロ、5キロの米袋を3つ体に身にまわって、さらに自転車に乗って4キロの道のりを自転車をこいで行く。とんでもないことだと思うんですね。

そういうことも、しっかり把握していただきまして、学校に、指導ではないですけども、きちっと大丈夫なのかという、そういう話はしっかりしてもらいたいと思っております。ありがとうございます。

（2）になります。

以前からしつこく、くどく質問させていただいております住宅地の中にある大山小学校のプールの目隠しについて伺います。

前回、質問したときに、水着で対応していくんだというお話が出たんですけども、やっぱり、ちょっとそれは違うんじゃないのかなと保護者とかに聞いたんですけども、そういうふうに言われたんで、私自身もううんと思ったので、また質問させていただきます。

その後、どんな検討がされて、そして、例えば、前、総務部長のほうおっしゃっていましたが、公共施設整理計画みたいなのを立てていくんだという話もしていました。

そういう話の続きが、どんな計画が今立てられているのか、そして、その検討はどんな検討がされているのか、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

大山小学校のプールの目隠しの件でございますけれども、前にもお話ししていたとおり、大山小学校のプールそのもののこれからの耐用年数等も考えなくちゃならないところがありまして、例えば、全面的な改修を行って同時にというような考え方、あるいは、一部の改修で済ませてという考え方、さらには、場合によっては村民プールを利活用するというような可能性、そういった可能性までも含めて、財政面も含めて、検討を行ってきたという経緯でございます。

また、今計画が進んでおります子育て支援センター整備に関連して、あのプールの西側に駐車場を整備することになっておりますので、その整備に合わせてその目隠し設置が補助対象の事業にできないものかというようなことも含めて、国や県の関係機関とも協議を行ってきたという経緯があります。

ただ、残念ながら、結果としては、その目隠し設置については補助の対象にはならないというような結論に至ったというのが、今の段階でございます。

こういった現状から、村の単独の事業として、目隠しのフェンスを設置するべく、これから設計等の事務を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） 丁寧な説明、ありがとうございます。

本当に、村のテニスコートの多分フェンスじゃなくて、防風ネットみたいな、このたび予算のほうに上がったと思うんですけども、でも本当はあれだけでも、全然、中でいる人たちが見えない程度になると思うんです。だから、確かにしっかりしたものと言われればそこまでですけども、既存である今のフェンスのほうにああいうものを、そのシーズンだけ取り付けても全然、いけるのではないかななんて、保護者の人たちとかとしゃべるとそういう意見がたくさん出てきます。

それが、例えば、飛ばされてけがをすとか、そういうのはちょっと考えられないんじゃないかなという話です。

やっぱりあっちこっちお話を聞きますと、応急的にやっているところも当然あります。以前応急的なものだど、やっぱりお叱りを受けるという話あったんですが、でも、実際、村内の教育施設で応急的にブルーシートを巻いたりしているところはたくさんあります。私はそう思います。だから、都合のいいような解釈、私の言っていることも都合のいいように言うんだべと思うかもしれないんですけども、だけれども、やっぱり子ども、毎年毎年、年を取りますので、私たちもそうですけれども。だから、例えば、今年の3年生は今年の3年生ですし、今年の2年生は今年の2年生だと思うんです。ちょっと待っててくいろというのは、ちょっとナンセンスなのかななんて思うんで、スピード感を持った対応をお願いしたいなと思っております。

そして、あともう一つ、同じプール、大山小ではないんですけども、先日ちょっとボランティアのほうで、玉井小学校のプールの周りの草刈りをしに行ってきました。

玉井小学校のプールの表側は、割と草は刈られてはいるんですが、裏側が全く手つかずの状態、手つかずというよりは、一般の人が刈られない状況というんですか、もう親指ぐらいの太さのつるが張り巡らされていて、アカシアの木というんですか、アカシアの木がもうこの瓶より太い状態になって、舗装の下を突き破って生えております。到底、一般のボランティアとかでは対処できないのかななんて感じてきました。

あそこ、草を刈っているときに、蜂もいました。隣では裸になって、泳ぐ場所です。とても環境上、よくないのかななんて考えます。

ああいうところ、予算、予算となりますけれども、やっぱりしっかり予算を取って、整備する考えはあるか、お伺いいたします。

○議長（押山義則） 教育長。

○教育長（渡辺敏弘） 5番議員さんにお答えをいたします。

今回のその情報をいただいたこと、大変感謝申し上げます。

この後、実際に現場、現状を詳しく確認した上で、どういった対応を取るのがいいのかということを検討させていただいた上で、対応してまいりたいと思っております。

ので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（押山義則） 5番。

○5番（斎藤信一） ありがとうございます。

やっぱり子どもたち、前も言っていますけれども、本当にプールを楽しみにしています。私も楽しみでした。そんな楽しみにしていたところが、さっきもバスの移動で村民プールなんて言いましたけれども、1分1秒でも長く入っていたいという思いがあるわけです。

やっぱりそんなところが、例えば、蜂とかの危険があるとか、周りの目線とか、そういうので、別な余計な心配をしてしまうとか、そういうことがないよう、気持ちよく子どもたちが授業を受けられるように、しっかりとした環境整備を願ひまして、私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（押山義則） 以上で、5番斎藤信一君の一般質問を打ち切ります。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 以上で、日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後3時50分）